

令和5年度

男女共同参画に関する年次報告書

福知山市

目 次

令和5年度 事業体系図	1
令和5年度 事業概要	4
はばたきプラン2021 実施計画	17
令和5年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果	26

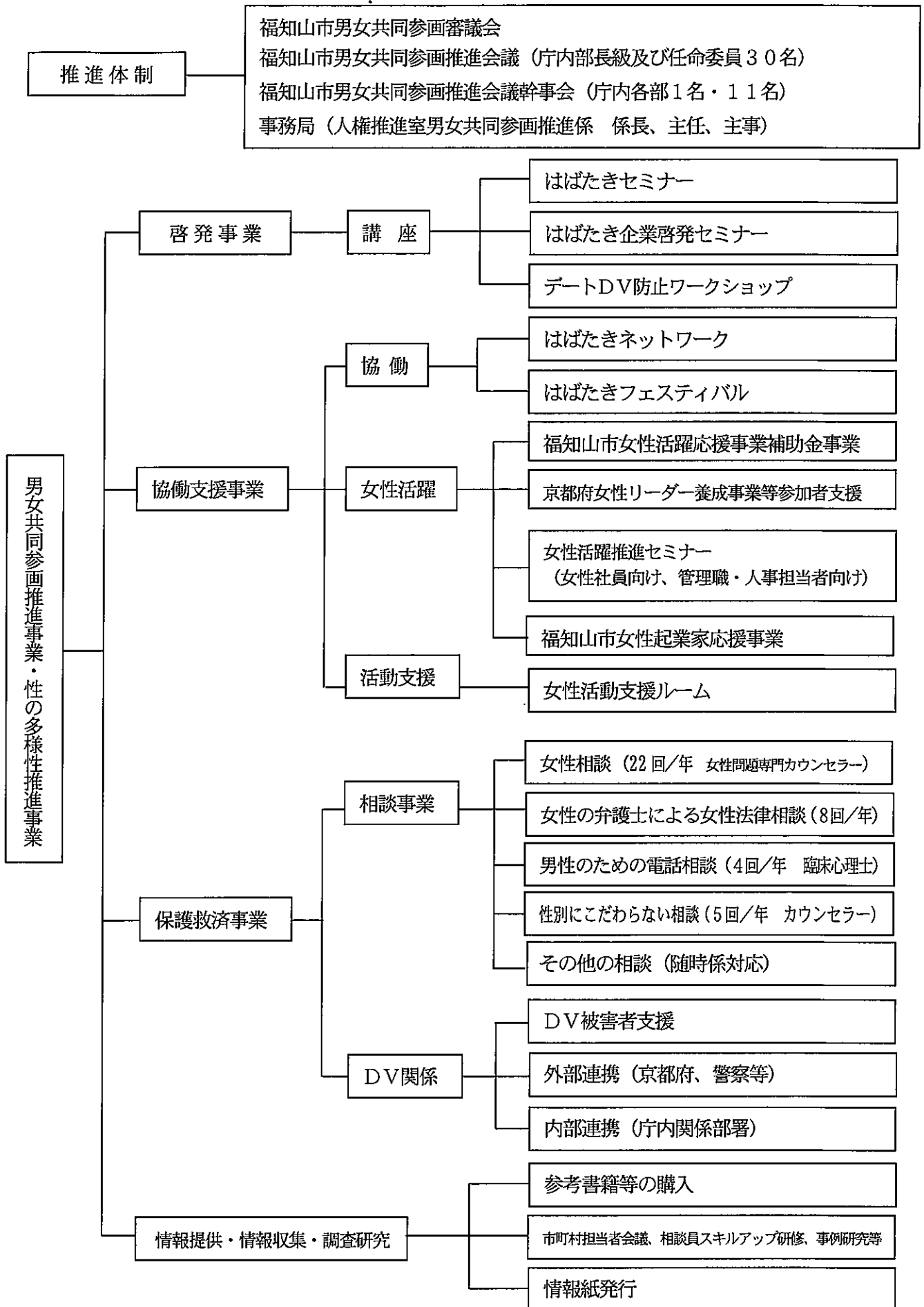
資料

審議会等への女性の参画状況調査表	38
重要項目の数値目標に対する実績	42
福知山市男女共同参画推進条例	43

年次報告書について

年次報告書は、「福知山市男女共同参画推進条例」（平成18年10月施行）第14条に基づく年次報告として、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や進捗状況を示し、市民のみなさまに取組の状況を明らかにするものです。

男女共同参画推進事業体系図(令和5年度)



令和5年度男女共同参画審議会

男女共同参画審議会（1回）		
1	日 時	令和5年6月6日（火）午後7時～8時
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 9人
	内 容	① 令和4年度事業報告について ② 男女共同参画推進会議幹事会の取組について ③ 令和5年度事業計画について ④ 男女共同参画にかかる事業所アンケートについて

令和5年度男女共同参画推進会議

男女共同参画推進会議（2回）		
1	日 時	令和5年6月1日（木）
	内 容	① 男女共同参画推進会議幹事会の任命について ② 令和4年度事業報告について ③ 男女共同参画推進会議幹事会の取組について ④ 令和5年度事業計画について
2	日 時	令和6年2月13日（火）
	内 容	① 令和5年度男女共同参画推進会議幹事会の活動報告について ② 男女共同参画づくりに向けての事業所アンケートについて

令和5年度男女共同参画推進会議幹事会

男女共同参画推進会議幹事会（8回）		
1	日 時	令和5年6月13日（火）午前10時～11時30分
	内 容	① 令和5年度男女共同参画推進係の取組について ② 令和5年度男女共同参画推進会議幹事会の取組について
2	日 時	令和5年7月12日（水）午前10時～11時30分
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 10人
	内 容	第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2021推進のための取組
3	日 時	令和5年8月16日（水）午前10時～11時30分
	場 所	台風7号接近により中止
	内 容	－
4	日 時	令和5年9月12日（火）午前10時～11時30分
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 10人
	内 容	第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2021推進のための取組
5	日 時	令和5年10月12日（木）・19日（木）午前10時～11時30分
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 11人
	内 容	第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2021推進のための取組
6	日 時	令和5年11月14日（火）午前10時～11時30分
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 8人
	内 容	第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2021推進のための取組
7	日 時	令和5年12月12日（火）午前10時～11時30分
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 10人
	内 容	第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2021推進のための取組
8	日 時	令和6年1月12日（金）午前10時～11時30分
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 11人
	内 容	第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2021推進のための取組
主な活動		・委員が2グループにわかれて、調査・研究を行った。 ・Aグループは、課題「意識改革のための教育・学習と啓発の推進」から「ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組」について、法律や労働環境の整備では解消できない何かがあるのではという疑問から、市職員及びそのパートナーに向けてアンケートを実施。結果から見えてくる課題や市として取り組むべき事項を詳細に分析し、男性職員の育児休暇取得率100%やAIの積極的な活用による業務効率化を提案。 ・Bグループは、課題「職場における男女共同参画の推進」から「働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進」について、年間の時間外勤務から繁忙期と閑散期を算出し、繁忙月の労働時間を閑散月にスライドすることで、週休3日制の実現の可能性を探ることを提案。休日が増えることで繁忙期は仕事に集中、閑散期はリフレッシュすることにより、メリハリをつけたワーク・ライフ・バランスの推進、時間外勤務手当の削減に加え、離職者を減らし優秀な人材の確保へつなぐと提案。

令和5年度男女共同参画推進事業概要

1 啓発事業

事業名	男女がともに考える「はばたきセミナー」(全2講座)	
事業概要	「はばたきプラン2021」推進事業の一環として、幅広い市民の男女共同参画のための学習の場として、男女共同参画センター等でのセミナーを開催。	
第1講座	開催日	令和5年6月19日(月) 午後1時30分～3時30分
	会場	福知山市民ホール
	テーマ	あなたは、パートナーをどのように呼んでいますか？ ～ジェンダーの視点から歴史的背景をひも解く～
	講師	今井 小の実さん(関西学院大学人間福祉学部)
	参加者	57人
	備考	
第2講座	開催日	令和5年11月6日(月) 午後6時30分～8時
	会場	女性活躍支援ルーム
	テーマ	暴力のない社会へ ～高齢者虐待と女性に対する暴力から見た現状と課題～
	講師	マスタードノタネ
	参加者	46人
	備考	
成果課題	・全2回の講座を開催。 ・第1講座は、性別役割分担「男は仕事、女は家事・育児」は、日本の産業革命期以降定着し、特に1960年代の高度成長期、経済を発展するために効率的な働き方として、広がった。労働力である夫と無償労働(夫と子どものケア)は妻という性別による役割分業が確立した経緯であり、このことは、妻は経済的に夫に依存せざるを得ないという社会構造をつくりだしたという内容であった。 ・第2講座は、高齢者虐待のうち約75%が女性であり、近親者(息子や夫)からの虐待が多い現状がある。同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まり、自らの体験を話すことで情報を共有することができ、互いに支え合えるような交流の場を持つことが大切であるという学びを得た。 ・市民が関心を持っているような話題性や日頃から疑問に思っていることなど、多くの人に参加してもらえるような内容と開催方法の工夫が必要である。	

事業名	はばたき企業啓発セミナー(全2講座)	
事業概要	「はばたきプラン2021」推進事業の一環として、市内企業及び事業所を対象としたセミナーを開催。	
第1講座	開催日	令和5年10月17日(火) 午後1時30分～3時
	会場	市民交流プラザふくちやま 市民交流スペース

	テーマ	先進事例から学ぶ！～豊岡市のジェンダーギャップ解消の取組～
	講師	中田 修平さん（中田工芸（株）社長）、得田 雅人さん（豊岡市役所）
	参加者	38人
	備考	共催：福知山市企業人権教育推進協議会
第2講座	開催日	令和5年12月21日（木）午後1時30分～2時30分
	会場	市民交流プラザふくちやま 市民交流スペース
	テーマ	ビジネスケアラーって何？～働きながら介護する社会を考える～
	講師	津止 正敏さん（立命館大学産業社会学部教授）
	参加者	22人
	備考	
成果課題	・全2回の講座を開催。 ・第1講座は、豊岡市職員からジェンダーギャップ解消に向けた取組と、中田工芸社（株）社長から、トップ自ら育休を取得して従業員も育休を取りやすい環境づくりに努めた経緯の事例報告を受けた。誰にでも相談できる雰囲気づくりや、コミュニケーションがとりやすい職場づくりをすることで、ジェンダーにとらわれない会社をつくり上げたという内容であった。 ・第2講座は、ビジネスケアラー（仕事をしながら家族を介護する人のこと）をテーマとして、企業内で隠れ介護者の実態把握を行うことの大切さや、介護相談窓口の設置、介護セミナーを実施することで、働く人の不安解消を図ることが企業に求められているという内容であった。	

事業名	デートDV防止ワークショップ	
事業概要	「はばたきプラン2021」推進事業の一環として、市内中学校及び高校を対象としたデートDV防止ワークショップを実施。	
第1講座	開催日	令和5年6月22日（木）午前9時40分～12時30分
	会場	京都府立福知山高等学校
	テーマ	デートDV防止
	講師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	京都府立福知山高等学校3年生（6クラス）
	参加者	230人
第2講座	開催日	令和5年10月6日（金）午後1時40分～3時30分
	会場	京都府立大江高校
	テーマ	デートDV防止
	講師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	京都府立大江高校1年生（2クラス）
	参加者	56人

第3講座	開催日	①令和6年1月10日（水）午前11時50分～12時35分 ②令和6年1月17日（水）午前11時50分～12時35分 ③令和6年1月31日（水）午前11時50分～12時35分 ④令和6年2月 7日（水）午前11時50分～12時35分
	会 場	学校法人成美学園 福知山成美高等学校
	テーマ	デートDV防止
	講 師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	学校法人成美学園 福知山成美高等学校1年生（11クラス）
	参加者	345名
第4講座	開催日	令和6年1月26日（金）午前9時50分～10時35分
	会 場	京都府立福知山高等学校三和分校
	テーマ	デートDV防止
	講 師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	京都府立福知山高等学校三和分校2・3年生（合同）
	参加者	11名（内リモートでの参加4名）
成 果 課 題	・市民活動団体と協働し、若年層へのデートDV防止啓発として、市内高校生を対象としたワークショップ形式による学習機会を提供できた。グループワークにおいて意見交換を行い、デートDVやジェンダーの問題について考える機会となっている。今後も各学校と連携し、継続した啓発を行っていく。 ・課題として、ワークショップを実施する学校が固定化されているため、多くの学校で開催できるよう、周知に努める必要がある。	

事業名	第26回はばたきフェスティバル（協働）
事業概要	「第26回はばたきフェスティバル」を開催。市民参画で組織する実行委員会において企画、運営を行い、男女共同参画社会の実現に向けて参加者相互の交流を図る。
開催日	令和6年3月10日（日） 午後1時から3時
会 場	福知山市民ホール
テーマ	共に笑える地域・社会を！～多様性を認め合おう～
講演会	○オープニング 南佳屋野児童館太鼓サークル「翔輝」 ○講演 「違いを楽しみ、力にかえる～誰ひとり取り残さない社会へ～」 講師 にしゃんたさん（羽衣国際大学現代社会学部教授・タレント） ○対象者：市民 参加人数：120人
イベント	なし
展 示	はばたきフェスティバル実行委員団体活動紹介 期間：令和6年2月1日（木）～3月10日（日） 場所：男女共同参画センター ★実施団体：12団体

実行委員会	14団体、個人3名
成果課題	・従来は女性団体を中心の実行委員会であったが、個人や男性の加入があり、多様な参加のもと、企画、運営を行うことができた。 ・違いを認めてどう共に生きていくか、笑いを交え楽しい講演会となった。 ・男女共同参画社会の実現に向けた情報の交換や、交流を図ることでさまざまな世代の理解を深め、すべての人が幸せを実感でき、自分らしく生きられる社会の実現をめざせるよう、はばたきフェスティバルの内容を充実させることが必要である。

事業名	はばたきネットワーク会議（協働）	
事業概要	男女共同参画社会の実現をめざし、市内の団体やグループ相互の交流・情報交換などの活動を広げるためのネットワークで、団体の連絡調整及び育成を行っている。 （構成数：令和6年3月31日現在 12団体、個人1名）	
第1回会議	日時	令和5年5月26日（金） 午前9時30分～11時
	場所	男女共同参画支援センター 女性活動支援ルーム
	内容	・令和4度事業報告について ・令和5年度事業計画について
第2回会議	日時	令和5年9月29日（金） 午前9時30分～11時
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム
	内容	・女性に対する暴力をなくす運動期間について ・はばたきネットワーク学習会について
第3回会議	日時	令和6年1月18日（木） 午前9時30分～11時
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム
	内容	・はばたきネットワーク学習のふりかえり ・女性に対する暴力をなくす運動期間の活動のふりかえり
第4回会議	日時	令和6年3月18日（月） 午前9時30分～11時
	場所	市民交流プラザふくちやま 会議室4-2
	内容	・令和5年度事業報告（案）について
第1回学習会	日時	令和5年8月1日（火） 午後1時30分～3時
	場所	福知山市民ホール
	テーマ	気づいてますか？意外に身近なみんなのジェンダー問題
	講師	関口久志さん（元京都教育大学教授）
	参加者	63人
第2回学習会	日時	令和5年12月13日（水） 午後1時30分～3時
	場所	福知山市民ホール
	テーマ	メディアリテラシーを考える～ほんまかいな精神で情報発信をしよう～
	講師	小川 真知子さん（NPO法人SEAN理事長）
	参加者	30人

DV防止 展示	期 間	令和5年11月10日（金）～11月27日（月）
	場 所	男女共同参画センター、市庁舎1階ロビー、図書館中央館、大江支所、三和支所、夜久野支所、各地域公民館
	内 容	ポスター、パープルリボンの木を展示し、DV防止の啓発を行った。
DV防止 街頭啓発	期 間	① 令和5年11月14日（火） ②令和5年11月17日（金） ③令和5年11月20日（月）午後0時～1時
	場 所	① イオン福知山店 ②PLANT - 3福知山店 ③三ツ丸ストア駅南店
	内 容	・パープルリボンとウェットティッシュの配布 ・パープルリボンの認知に関するアンケート
成 果 課 題	・学習会を2回実施し、ジェンダー問題やメディアリテラシーについて、外部講師の専門家から最新の情報を交えながら詳細な説明を受け、ジェンダーについて学ぶ機会となった。 ・街頭啓発は啓発物品の配布時に、「パープルリボンを知っていますか？」アンケートをとることで、パープルリボンの意味など直接市民の皆さんに説明することができた。	

事 業 名	福知山市女性活躍応援事業補助金
事業概要	女性が地域においてその個性と能力を十分に発揮し、活躍することを推進するため、京都府と連携し、女性の活躍の推進を図る事業を行う福知山市内の民間団体における当該事業に係る経費について一部助成する。
補助対象 団 体	福知山市内において女性の活躍を推進するための事業を実施する民間団体のうち、京都府女性活躍応援事業補助金に採択された団体
補 助 率 （上 限）	京都府女性活躍応援事業補助金の補助対象経費のうち、自己負担部分の3分の2以内 10万円（上限）
交付実績	3件

事 業 名	京都府女性リーダー養成事業等参加者支援
内 容	京都府が実施する女性リーダー養成事業（地域女性エンパワーメントセミナー事業）への参加者に対して、バス運行支援を実施。
日 時	令和5年11月13日（月）午前9時～午後5時
場 所	まいづるベイ・プラザ コンベンションホール

事業名	女性活躍推進セミナー
事業概要	女性がライフステージに関わらず就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者と雇用者双方に対して意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。
開催日	令和5年6月21日（水）午後6時30分～8時
会場	市民交流プラザふくちやま 視聴覚室
テーマ	知ってトクする！働く女性のお金と貯金の方法～保険・年金・投資・制度活用など～
対象者	市内企業及び事業所等で働く女性
参加者	17人
講師	加藤葉子さん、渡邊有子さん（株式会社マイライフエフピー）
成果課題	・女性社員向けに、女性が自立した生活を送るために必要なお金をテーマとした。 ・教育資金、年金問題など将来設計を見据えたお金についての話では、質疑応答も活発であり、参加者の関心の高さが伺えた。

事業名	ふくちやま女性起業応援事業	
事業概要	先輩起業家を招き、起業をめざす女性を対象にワークショップを実施し、同じ目標を持つ女性の「もやもや」解消を図る。起業へのハードルをさげ、参加者の起業意欲を高め、産業支援センターの起業相談・産業観光課が実施する事業へとつなぐことにより、一体的な女性起業支援の流れを作る。	
対象者	起業をめざす又は創業間もない女性	
内 容	開催日	令和5年10月7日（土）午後1時30分～3時30分
	会場	S-LAB
	テーマ	起業のチャレンジを応援するワークショップ！ ～モヤモヤからの第一歩を踏み出そう～
	講師	大槻 智美さん（D1cafe） 米田 晃代さん（株式会社パルリンクス）
	参加者数	12人
成果課題	・女性が起業を考えるとときに生じる「もやもや」に焦点を当て、既に起業されている女性をゲストに迎え、参加者とワークショップを開催した。 ・起業をめざす参加者同士で、お互いの情報交換を行い、「もやもや」や「不安」を払拭することができたという意見があった。 ・子育て世代や現役世代、リタイヤ世代など幅広い年製層の方に参加いただき、関心の高さが伺えた。	

事業名	性の多様性セミナー	
事業概要	すべての人が多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、市民を対象に多様な性の尊重と理解促進を図る。	
内 容	開催日	令和6年1月28日（日）午後1時30分～3時00分
	会 場	市民交流プラザふくちやま 会議室3-2
	テーマ	性の多様性について知ろう！～自分らしさとあなたらしさ～
	講 師	大久保 暁さん（暁 project 合同会社 CEO）
	参加者数	5人
成果課題	トランスジェンダー当事者の方を講師にお招きし、ご自身の体験談や性的マイノリティが抱える課題についてお話いただいた。参加者は5名と少なかったが10代～50代と幅広い年齢層が参加。質疑応答の時間では参加者一人ひとりがそれぞれの悩みや、疑問、感想を述べられ、「聞く」だけでなく積極的に多様な性について「話す」ことができたセミナーとなった。今後、より多くの市民に参加してもらうため、テーマや広報手段の見直しが必要である。	

2 支援事業

【活動支援】（内容）女性活動支援ルームは男女共同参画社会の実現に向け、女性の活動に対する支援の場としてさまざまな団体に利用されている。

女性活動支援ルーム利用状況

月	利用回数	利用人数
4月	36回	286人
5月	35回	259人
6月	39回	286人
7月	42回	346人
8月	28回	190人
9月	36回	271人

月	利用回数	利用人数
10月	34回	256人
11月	29回	287人
12月	27回	217人
1月	32回	220人
2月	35回	311人
3月	40回	323人

合 計	413回	3,252人
-----	------	--------

3 相談事業

事業名	女性相談
事業目的	女性に対する暴力や就業、セクシュアリティ等女性の人権に関する相談に応じるとともに、問題の早期解決を図る。
事業内容	年間実施回数等 22回（内5回は性別にこだわらない相談） 時間 午後1時～4時（各回1人1時間、3人まで） 場所 男女共同参画センター相談室 相談対応 女性問題専門カウンセラー 人数（件数） 27人（32件）
成果課題	・相談内容は離婚、夫婦間の問題が多い。 ・緊急性の低い内容で、継続して相談することを希望される場合もあるため、原則として上限を5回とし、それ以上はキャンセル待ちで予約を受け付けている。

事業名	性別にこだわらない相談
事業目的	性別に関わらず、どなたでも安心してセクシュアリティに関わる悩みやパートナーとの関係などについて相談できるよう実施する。
事業内容	年間実施回数等 5回 時間 午後1時～4時（各回1人1時間、3人まで） 場所 男女共同参画センター相談室 相談対応 専門カウンセラー 女性以外の人数（件数） 4人（5件）
成果課題	・今年度は男性また、性的マイノリティからの相談があった。 ・昨年度（0人、0件）よりも増加したが、利用率は半分以下である。 ・多くの人に利用してもらえるよう、チラシの配布先を見直す等、広報手段の工夫が必要である。

事業名	男性のための電話相談
事業目的	様々な要因で植え付けられた性別役割分担意識により、「男性だから人前で泣いてはいけない」「男性だから我慢をする」など男性に課せられている意識が社会には存在する。家庭問題や職場での人間関係に悩んでいる男性、新しい生き方を模索している男性のために男性臨床心理士による電話相談を実施する。
事業内容	年間実施回数等 4回 時間 水曜日（午後5時30分～7時） 各回1人30分、3人まで 相談対応 男性の臨床心理士 人数（件数） 3人（3件）
成果課題	・実績は昨年度（1人、1件）よりも増加したが、より多くの人に利用してもらえるよう、チラシの配布先を見直す等、広報手段の工夫が必要である。 ・少ない人数ではあるが、男女共同参画の考えを踏まえ、男性の相談窓口は必要であると考えている。

事業名	女性の弁護士による女性法律相談
事業目的	女性に対する暴力やストーカー、セクシュアル・ハラスメント等女性の人権に関する問題について、市民が無料で法律相談ができる機会を設け、法律の専門的な情報を提供し早期解決を図る。
事業内容	年間実施回数等 8回 時間 水曜日、午後1時～午後4時（各回1人45分、定員4人） 場所 男女共同参画センター相談室 相談対応 女性の弁護士（京都弁護士会） 人数（件数） 24人（24件）
成果課題	・相談内容は離婚に関することが多い。 ・昨年度の実績（18人、18件）より利用者数は増加。 ・当日の無断キャンセルが多々あり、キャンセル待ちの方が利用できないこともあったため、今年度の後半から前日に予約確認の連絡を実施し、より多くの方が利用できるようにした。

事業名	性的マイノリティ交流会
事業目的	すべての人が多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、性的マイノリティが自身の性に関する悩みや情報を当事者同士で共有できる居場所づくりとして、性的マイノリティを対象とした交流会を実施する。
事業内容	年間実施回数等 1回 開催日・時間 2月4日（日）、午後2時～午後4時 場所 男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 運営スタッフ Tsunagary オフィス合同会社より3名 参加人数 7人
成果課題	・当日の運営スタッフとして参加したTsunagary オフィスは、以前から居場所づくりの取組を実施されており、スムーズに進行することができた。 ・フリートークと、トークテーマを決めた2つのテーブルを用意し、交流会を実施したが、参加者の方から聞きたいことを周りに聞いてくださったりするなど、積極的な方が多く、実施後のアンケートでは次回の開催を希望する声もあった。 ・自分と同じ悩みを共有したり、経験した人からアドバイスをもらったりと性的マイノリティが交流できる場として、今後、実施回数を増やし、多くの人が参加できるように検討する。

〈女性相談内容の内訳〉

* 1人1カウント。同一人が継続して複数回相談した場合も1とカウント。情報提供を含む。

内（ ）は性別にこだわらない相談

(単位：人)

	職員対応			女性問題カウンセラーによる 女性相談（専門）			女性弁護士による 女性法律相談（専門）			【職員・女性・法律】合計		
年度	5 年度	4 年度	3 年度	5 年度	4 年度	3 年度	5 年度	4 年度	3 年度	5 年度	4 年度	3 年度
DV	89	98	65	7	10	4	6	1	5	102	109	74
離婚	13	0	3	5 (1)	7	9 (4)	10	7	9	28	14	21
セクシュアル・ハラスメント	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ストーカー	3	1	4	0	0	0	0	0	0	3	1	4
夫婦関係	15	6	3	2 (2)	1	6	1	3	1	18	10	10
家庭	29	6	8	7	4	4 (1)	1	3	1	37	13	13
その他	21	18	16	6 (1)	6	7 (2)	6	4	6	33	28	29
計	170	129	100	27 (4)	28	30 (7)	24	18	22	221	175	152

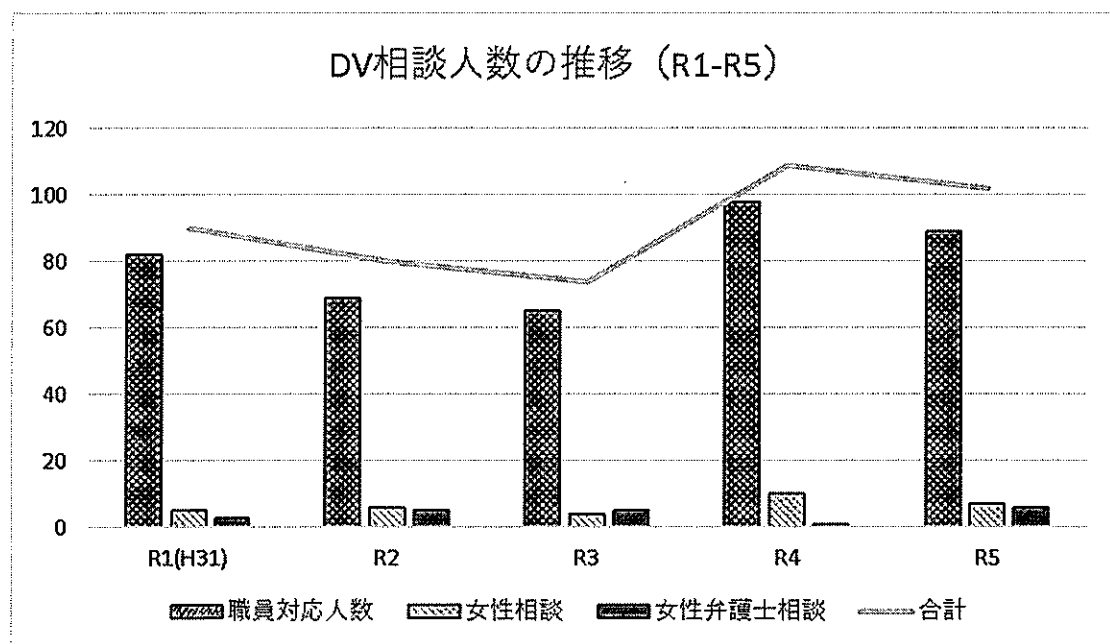
4 DV被害者等支援

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第3次)」に基づき支援を行った。

DV被害者が安心して安全な生活をするために、被害者の気持ちに寄り添い、庁内DV被害者支援担当課と連携を図りながら、関係機関(家庭支援総合センター、警察等)への情報提供、一時保護やDV被害者の自立に向けての支援など総合的な支援を実施するとともに、女性問題カウンセラーによる女性相談や女性の弁護士による女性法律相談等の専門相談を実施した。

福知山市DV・ストーカー対策ネットワーク会議(福知山警察署や京都府関係機関、庁内関係課との情報共有)の定期開催、また、北部市町DV担当者会議等への参加など、関係部署との連携強化に努め、適切な支援に繋げることができた。

DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置等の設定に関する対応等について、庁内担当課間において統一した対応を図るため、DV等被害者情報の漏洩防止とDV等被害者の安全確保についてDV等被害者情報管理体制(平成30年度整備)に基づき支援をした。



(単位：人)

	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5
職員対応人数	82	69	65	98	89
女性相談	5	6	4	10	7
女性弁護士相談	3	5	5	1	6
合計	90	80	74	109	102

5 情報・啓発資料

【情報掲載資料】

掲 載 資 料	内 容 (テ ー マ)	備 考
広報ふくちやま5月号・HP	・「はばたきネットワーク」メンバー募集 ・第26回はばたきフェスティバル実行委員会募集	募集
市公式SNS LINE・HP	・令和5年度各種男女共同参画センター相談	お知らせ
広報ふくちやま6月号・HP 市公式SNS LINE	・はばたきセミナー第1講座 (6/19) ・女性活躍推進セミナー (6/21)	お知らせ
広報ふくちやま9月号・HP 市公式SNS LINE	・女性起業応援セミナー (10/7)	お知らせ
広報ふくちやま10月号・HP 市公式SNS LINE	・はばたき企業啓発セミナー (10/17)	お知らせ
広報ふくちやま11月号・HP 市公式SNS LINE	・はばたきセミナー第2講座 (11/6) ・女性に対する暴力をなくす運動期間 (11/12～11/25)	お知らせ
広報ふくちやま12月号・HP 市公式SNS LINE	・はばたき企業啓発セミナー (12/21) ・性の多様性セミナー (1/28)	お知らせ
広報ふくちやま1月号・HP 市公式SNS LINE	・性的マイノリティ交流会 (2/4)	お知らせ
広報ふくちやま2月号・HP 市公式SNS LINE	・第26回はばたきフェスティバル (2/26)	お知らせ
広報ふくちやま (相談がある月)	相談案内 (女性相談・女性の弁護士による女性法律相談・性別にこだわらない相談・男性のための電話相談)	お知らせ

【啓発資料】

資 料 名	規 格	備考
デートDV防止啓発用 パンフレット	A4三折・2色刷	・市内高校1年生に配布 ・WITH YOUによる「デートDV防止プログラム、ワークショップ」を市内の高校で実施し受講生徒に配布

【男女共同参画センター啓発展示】

啓発期間	啓 発 内 容
令和5年6月	・プライド月間（6/1～6/30） ・男女共同参画週間（6/23～6/29）
令和5年11月	・女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～11/25）

「はばたきプラン2021」実施計画 計画期間：令和3年～7年度

番号	課題	具体的施策		事業名	概要	所管または実施課
		1	ドメイン・バイオリネンズ防止対策の推進と女性に対する暴力の根絶	DV被害者相談事業	職員の相談スキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援の入り口となるDV相談を行う。	人権推進室
1	女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	2	若年層へのあらゆる暴力の防止啓発	DV防止啓発事業	11月のDVをなくす啓発期間にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	人権推進室
				相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。	関係する部署
				学校における人権教育	各校の人権教育推進計画に基づいて、対等な人間関係の大切さや、子どもを暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための学習に取り組む。	学校教育課
				デートDV防止ワークショップ	子どもが相談できる窓口の広報・周知や関係機関との連携を図り、子どものSOSを見逃さない体制づくりを推進する。	人権推進室
		3	社会的に弱い立場の女性への人権侵害の防止	子ども安全対策事業	市内中学校、高等学校と連携しデートDV防止に向けた学習機会を提供する。	学校教育課
				女性のための相談事業	子どもたちの防犯、暴力からの安全確保のために、防犯ブザーの配布、安全教育、様々な周知啓発を行う。また、地域の見守り隊と連携し、登下校の安全対策を推進する。	人権推進室
		4	被害女性に対する救済と支援	女性相談・DV相談の周知	女性が抱える様々な悩みについて、女性問題専門のカウンセラーが相談を受ける。また、複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性の弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。	市民課
				DV被害者住民基本台帳事務支援措置	多くの市民が訪れる市民課の窓口で「相談一覧案内チラシ」及び「DV相談支援カード」を置き、相談窓口の周知と啓発に努める。	市民課
				市営住宅入居募集	DV被害者を加害者から守るため、転入・転出・転居等住民登録の手続きの際に、被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内の関係機関と連携をとり、DV被害者の保護に努める。	建築住宅課
				母子生活支援事業	DV被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。	子ども政策室
				DV被害者支援事業	DV被害者の母子自立支援施設への入所により母子の心身の安全を確保し、自立に向けた支援に結びつける。	保険年金課 社会福祉課 子ども政策室
					- 被害者の国民健康保険加入についての支援 - 被害者の住居を確保するとともに経済的な支援 - 被害者の子どもの予防接種、乳幼児健診、健康相談、被害者(母親)の心身の健康管理 - 被害者の子どもの就学支援 - 被害者の子どもの就学支援 - 被害者の発見と相談	学校教育課 市民病院

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課
1	女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	5 相談体制の充実と庁外関係機関との連携強化	市民相談事業	市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催。	市民課
			家庭児童相談事業	子育てをはじめとする様々な悩みにについて、相談員が常時相談を受ける。	子ども政策室
			女性のための相談事業	女性を抱える様々な悩みにについて、女性問題専門のカウンセラーが相談を受ける。また、複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性の弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。	人権推進室
			人権相談	広く人権にかかる相談の場として月4回特設相談を実施。	人権推進室
			男性のための電話相談	様々な要因で植えつけられた性別役割分担意識によって、家庭や職場での人間関係等に悩む男性を対象に男性臨床心理士による相談を実施する。	人権推進室
2	意識改革のための教育・学習と啓発の推進	6 ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識の解消の取組	障害者相談支援事業	相談支援事業所に事業委託し、障害のある人やその家族等のさまざまな相談に応じる。(人権相談に限らない)	障害者福祉課
			京都府関係機関との連携	警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センターなどと連携をとりながら相談支援活動を行う。	人権推進室
			はばたきセミナー	固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発を継続し実施する。	人権推進室
			広報ふくぐちやま発行事業	暮らしに役立つ広報誌として市政情報などを掲載した「広報ふくぐちやま」を毎月1回発行し、市内全世帯に配布する。啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組を紹介することで住民の意識を高める。	人権推進室 秘書広報課
			ホームページ運営事業	最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。	秘書広報課
		8 市民への啓発の推進	市刊行物における表現の配慮	男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検する。	全部署
			共に幸せを生きるまちづくり人権講座	あらゆる人権問題の解決に向け、地域での実践に結びつけるため、地域公民館や学校との連携により人権講座を実施。	人権推進室
			差別を許さない人材育事業(STAR事業)	21世紀を担う全ての子どもたちが、一人ひとりの人権を大切に、あらゆる差別を許さない子どもに成長することを願い、子どもたちを育成する。	人権推進室
			はばたきセミナー	年4回の講座を開催。講座内容は、固定的な性別役割分担意識、DV、女性活躍推進等の男女共同参画社会の実現に向けたテーマを設定して実施する。	人権推進室
			男女共同参画年次報告書作成	男女共同参画の推進等に関する施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	人権推進室
			広報ふくぐちやま	誌面にてシリーズ人権、講演会のお知らせ、各種相談の日程、意識調査結果、はばたきプランなどについて記載し、市民に周知する。人権特集号を作成。	人権推進室

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課
2	意識改革のための教育・学習と啓発の推進	8 市民への啓発の推進	人権ふれあいセンター・児童館・教育集会所における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。また、各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	人権推進室 子ども政策室
			高齢者教室	人権ふれあいセンター、教育集会所で実施する高齢者教室で全ての人が性別による差別を受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進するとともに、健康づくり効果、生きがい対策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。	人権推進室
			地区公民館巡回講座	・地域公民館や自治会で自主的に取り組まれる人権学習に職員が出向き、啓発DVD等を活用した講座を実施。 ・DVDの選定にあたり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたテーマのものも候補とする。	人権推進室
		9 学校教育における男女平等と固定的な性別役割分担意識の解消のための教育の推進	幼稚園教育	園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識や概念にとらわれることなく、自分らしさとお互いを大切にする意識を自然に学び、認識できるように指導内容での教育を行なう。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別役割分担意識の解消への啓発を行う。	子ども政策室
			学校における人権教育	男女共同参画について、各校の人権教育推進計画に基づいて行う。各教科・人権学習の中で男女共同参画について正しい知識と実践力を培う学習を実施する。	学校教育課
			市職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	職員課 全部署
		10 職員研修の充実と人材の育成	幼稚園職員研修	男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行なうことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	子ども政策室
			教職員研修	男女共同参画に関する校内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	学校教育課
			学校用務員研修	男女共同参画や人権に関する研修を行い、職務とのかかわりを通して、人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	教育総務課
			消防団員研修	男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	消防本部総務課
			保育園職員研修	保育の質を担保する保育園職員の人権研修会の開催。 公立・民間保育園の保育士が京都市や保育協会が実施する研修に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊重を保育の基盤とする。	子ども政策室
			差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施。	人権推進室 子ども政策室 教育総務課 学校教育課 生涯学習課

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課
2	有意識な学習者のための啓発の推進	10 職員研修の充実と人材の育成	男女共同参画人材育成事業	教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。	人権推進室
		11 意識調査の実施	市民意識調査の実施	市民対象の人権意識調査を実施するなかで、男女共同参画の意識も調査する。	人権推進室
			男女共同参画に関する市民意識調査の実施	市民対象に男女共同参画に関する意識調査を実施する。	人権推進室
3	生涯を通じた女性の健康支援	12 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する理解の促進	はばたきセミナー	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい理解の周知と啓発に関するセミナーの実施。	人権推進室
		13 生涯を通じた男女の心身の健康づくりの支援	女性のライフスタイル支援事業	①妊婦健診を公費負担で実施 ②妊娠中の歯科健診を公費で1回実施 ③助産師・保健師等の妊婦・産婦・新生児・乳児に対する指導や育児支援として訪問指導実施 ④⑤子宮がん・乳がん(マンモグラフィ併用検診)の実施。検診受診率が低く、これまで受診されなかった人にもがん検診の重要性等について理解を促進し、今後の継続的な受診を促すための国の補助を受け、働く女性支援のためのがん検診推進事業(子宮頸がん検診(20歳)、乳がん検診(40歳)の受診啓発と検診費用の無料クーポン券を個別送付し、受診勧奨。 ⑥子育て中の女性や更年期世代への健康教育を継続して実施。	健康医療課 子ども政策室
			健康相談	人権ふれあいセンターにおいて定期的に健康相談を実施。	人権推進室
4	性的マイノリティ等と多様な性への理解促進		生涯スポーツの推進	多様化するニーズに対応した、スポーツ機会の提供や、より使いやすいスポーツ施設への整備によりスポーツ関与率の向上を図る。	文化・スポーツ振興課
		14 性的マイノリティへの理解の促進	はばたきセミナー	性的マイノリティへの理解促進に向けて、LGBTQ+をテーマとするセミナーの実施。	人権推進室
			学校における人権教育 教職員研修	各校の人権教育推進計画に基づいて、多様な性への理解を深めるため、各教科・人権学習の中で正しい知識と実践力を培う学習を実施する。 教職員が多様な性への理解を深め、適切な支援ができるよう、研修の充実を図る。	学校教育課
		15 社会の仕組を変える働きかけ	パートナーシップ制度の導入	同性パートナーの関係を公的に認め、生きづらさを軽減し、誰もが自分が生きる社会をめざし、パートナーシップ制度の導入を検討する。	人権推進室
			公文書等への性別欄表記の見直し	多様な性を尊重するため、必ずしも性別記載が必要でない公文書等の見直しを行う。	全部署
		16 性的マイノリティの相談体制の整備と支援	性別にこだわらない相談	性別に関わらず、男性、女性、性的マイノリティの人誰もが、心の悩みを相談できる窓口として開設し、性のあり方を正しく理解し、多様な性を受け入れる社会づくりの一助とする。	人権推進室

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課
5	家庭・地域における男女共同参画の推進	17 家庭における男女共同参画の推進	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織として福知山市子育てファミリー・サポート・センターを設置し、安心して子育てができる環境づくりを行う。	子ども政策室
			はばたきセミナー	家庭生活とそれ以外の生活の両立を可能にする、働き方の見直しをはじめとする、両立支援セミナーを実施。	人権推進室
			保育園	子育て支援策として、公立8園、民間20園(内子ども園5園)、小規模保育所5園で運営。更に公立園のことも園化や民営化などを進め、保育の充実、持続可能な行財政運営を図る。	子ども政策室
			放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校休業日に見守りを行い、保護者の就労と子育ての両立を支援する。	生涯学習課
			子育て交流・相談支援対策事業	地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園(委託)、三和子ども園、下夜久野保育園、げんき保育園(直営)に地域子育て支援センターを設置し、子育て相談、園庭開放事業を実施する。また、岡ノ三地域に地域子育て支援ひろば「すくすくひろば」を設置し、子育てに関する学習会、講座、情報誌の発行、子育て相談、子育て世代交流などの事業を実施する。	子ども政策室
5	家庭・地域における男女共同参画の推進	18 女性の社会参加のための子育て支援の充実	妊産婦にやさしい環境づくり	・「マタニティマーク」を広く紙等に掲載し、市民への広報活動を推進。 ・「マタニティマーク」を配布。	子ども政策室
			パパ・ママ学級	男女共同参画の視点に立ち、男女で協力して妊娠、出産、育児に取り組めるよう、年間6回の教室を実施(うち、3回は土曜日に開催)。	子ども政策室
			両親学級 ダディ・ママイブニング	妊婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に問題解決できるよう参加型集団指導を行う。 前期・後期の2回1クールで参加する。 隔週水曜日、日曜日に予約制で実施する。	市民病院
			子育て支援事業 母子支援事業	救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があったときに面談と支援を行う。 市子ども政策室、児童相談所と連携を行い、虐待リスクを早期に見予防する。	市民病院
			院内助産院	妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の高い出産に繋げていく。 リスクが高い場合は医師コースへ移行することも可能であり、緊急時は産科医、小児科医が24時間体制で対応する。	市民病院
	19 男性の家事・育児等への参加の促進		はばたきセミナー	男性の家庭参加を促進するため、市民を対象とした啓発セミナーを行う。	人権推進室
			育児休業取得の促進	育児休業取得者代替の任期付き正規職員の採用をおこなう。	職員課

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課
5	家庭・地域における男女共同参画の推進	20 活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援	老人クラブ育成	生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。 女性会員への様々な研修会の開催・受講。 (府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の積極的な事業参画などを推進する。)	高齢者福祉課
			高齢者教育推進事業	高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるための健康づくりや介護予防の推進を図る。	中央公民館
			高齢者人材活用事業	今まで培ってきた経験や知識を地域活動や学習に活かせる世代間交流と社会参加により地域への参画を推進する。	中央公民館
			シルバー人材センター支援事業	シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図るとともに、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、就業機会の提供に配慮する。	産業観光課
6	職場における男女共同参画の推進	21 地域での活動における男女共同参画の推進	はばたきセミナー	女性も男性も地域活動に参加できるよう働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進についての啓発を実施。	人権推進室
			ふるさと就職おうえん事業	福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法等公正採用について啓発するパンフレットを作成し、商工会議所・商工会等を通して配布する。また、就職フェア等で求職者に対して啓発を行う。	産業観光課
			福知山市企業人権教育推進協議会での啓発	社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。	人権推進室
			幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者設置	労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり(ワークライフ・バランスの推進)に努める。心身の不調が認められる者については、面接医等の面談を勧める等、市担当者との連絡・調整を行う。	学校教育課 子ども政策室
23		働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	超過勤務の縮減	労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会を目指す。 ・幹部職員が率先した定時退庁 ・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノー残業デーの実施、強化 ・業務改善	職員課 全部署
			次世代育成支援対策 特定事業主 行動計画の推進	次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布。育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援。男性職員による積極的な制度の活用。代替要員の確保。家庭・男女の役割についての意識啓発。超過勤務の縮減。休暇の取得促進。子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組(女性職員を対象とした取組、管理職等を対象とした取組)	職員課 全部署

番号	課 題	具 体 的 施 策	事 業 名	概 要	所 管 又 は 実 施 課
6	職 場 に お け る 男 女 共 同 参 画 の 推 進	24 職場におけるハラスメント	ハラスメント苦情処理委員会	ハラスメント苦情処理委員会により様々なハラスメントの防止に取り組む。	職員課
			はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを事業所向けに企画し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、様々なハラスメント防止についての啓発を実施する。	人権推進室
		25 女性の就労支援	女性活躍推進セミナー	出席や子育て期をむかえた女性が就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者側と経営者側双方に対してそれぞれ意識改革の研修を実施し、市内企業における女性の活躍の推進を図る。	人権推進室
		26 農業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進	ふるさと就職おうえん事業 就職相談 農村女性協議会研修会	東京都ジョブパーク、ハローワーク福知山マザーズコーナーと連携し、働きたい女性の就職活動をサポートするセミナーやイベントを開催する。 人権ふれあいセンター等において就職情報を提供し、相談を実施。 農村女性が担っている役割に対する正当な評価による女性の地位向上や男女共同参画を目指して、農村女性のネットワーク化を図る活動を展開するとともに、男女共同参画に対する認識を深めるための学習会を開催する。	産業観光課 人権推進室 農林業振興課
7	政 策 ・ 方 針 決 定 の 場 へ の 女 性 の 参 画 の 促 進	27 市審議会等の女性比率の向上	はばたき企業啓発セミナー 審議会等への女性委員の登用 各種計画、方針決定等への市民意見の反映	はばたきセミナーを企業や事業所、自営業者向けに企画し、ワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分担意識の解消等について啓発を実施する。 行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。 パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立。	審議会等を運営している課 関係する部署
		28 市幹部職員への女性登用	職員研修事業の充実	政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	職員課
		28 市幹部職員への女性登用	市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。(女性職員比率33%) ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範)となる職員、キャリアパス(目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルールの紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。	職員課 全部署
			女性の職域拡大、職務分担の見直し 教職員の女性採用と、教職員管理職への女性登用	職務分担や職場習慣において、性別による偏りがないか、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。 教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	全部署 学校教育課

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課
7	政策・方針 参画決定の 促進への女性の	29 女性起業家支援	福知山市産業支援事業	人権推進室と共催し、女性起業家支援事業を実施する。	産業観光課
			女性起業家支援事業	起業を考える女性のニーズに対応、地域に潜在する女性起業希望者を発掘し、次世代に向けた新たな女性活躍支援及び人材育成事業を創出することを目的として女性起業家支援を行う。	人権推進室
		30 企業や団体における女性登用の啓発	はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを事業所向けに企画し、女性の登用や働き方の見直しについての啓発を実施する。	人権推進室
		31 地域活動における女性登用の啓発	市立公民館運営事業	市立公民館運営審議会委員の選考方法に一般公募を取入れ、積極的に女性委員の登用を図る。	中央公民館
8	市民との協働体制の確立		丹波生活衣館管理運営事業	福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する。	文化・スポーツ振興課
		32 女性団体の活動支援とネットワークの推進及び人材の育成	福知山市市連合婦人会生涯学習講座	・中央・地域学区別にそれぞれその生涯学習講座を開催 ・年数回実施する研修の中に、男女共同参画の実現に向けたテーマを取り入れる。	生涯学習課
			女性団体ネットワーク	ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会等を実施する。	人権推進室
			はばたきフェスティバル	女性団体等で構成された実行委員会による企画運営を行う。講演会、グループワーク、作品展示等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。	人権推進室
9	防災における男女共同参画の推進	33 NPOやボランティア団体との協働支援	消防団活動における積極的な女性参加の促進	平成13年度に発足した「ふくやまファイヤーエンジェルズ」を継続して募集するとともに、分団所属の女性消防団員の加入を促進し、消防団活動における女性参加を促進する。	消防本部総務課
		34 平時からの男女共同参画の実現	防災知識の普及活動	マップ作成のための地域住民ワークショップにおいて、女性の視点で地域の避難所運営などを検討してもらうよう、女性の参加を呼びかけている。	危機管理室
				地域や団体からの安心安全講座の申し込み時及び防災訓練の参加を依頼する際は、女性の受講・参加を促進する。	予防課
		35 防災における男女共同参画の推進	避難所運営	女性用および男女兼用のサニタリー用品の充実を図っているほか、授乳や障害のある方などが必要に応じて使用できるプライベートルームを備蓄している。	危機管理室
		36 防災の主體的な担い手としての女性の参画	自主防災組織育成事業	各種災害における急性期での活動であり、市民の生命、身体、財産の保護を最優先にするとともに、それぞれに必要なプライベートルームに配慮した活動に努める。 ・自主防災・防災組織の設置推進及び組織運営の強化を図る。 ・自治会を対象に「自主防災リーダー養成講座」を年間3回開講する。 ・自治会長等の推薦が必要となるが、女性受講者の推薦を促し、女性リーダーの育成を推進する。	予防課
			防災会議等	防災会議の構成委員は条例による充て職であり、女性の参画がない場合もあるため、条例改正の検討を進めつつ、選任を受けた委員があらから女性の見解を聞いたうえで会議に参加するなど、女性の意見が反映できるよう呼びかけている。	危機管理室

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課
10	その 課題 その他	37 国際的協調と連携	広報ふくちやま	男女共同参画に係る国際的な動向や諸外国の動き等掲載し国際感 覚の育成に努める。	人権推進室

令和5年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果(全部署及び関係する全部署関係)

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点
1-1	相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。	・窓口にて「DV相談支援カード」を設置した。 ・出前講座や個別対応時にカードやチラシを配布し、周知に努めた。	・窓口では他のチラシ等に紛れてしまい、目につきにくい面がある。 ・女性用トイレが最も手に取りやすい環境であるが、トイレに置台がないため水にぬれやすく、手に取る言うと思っていただけない状態となっている。 ・相談窓口の周知を継続しながら、カード等の設置方法を工夫する。
2-8	市刊行物における表現の配慮	男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検する。	作成時に、イラストや文章等に、性差による不適切な表現がないか、男女共同参画の視点を常に意識を持ち、課内で点検を行っている。	・今後も研修等により、研鑽を積む。また、発出する文書、印刷物の内容において、常に確認していかなければならない。
2-10	市職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	・男女共同参画に関する研修を部内テーマに定めたり、課内人権研修のとして取り入れた。 ・課内研修としてのテーマに挙げての実施はできなかったが、自身の業務と人権との関係を考える研修や部内研修に参加し、個々の人権意識を高める機会とした。	・継続して研修に参加すること、研修で学んだことを業務に反映させることが重要である。 ・人権研修の自由テーマの選択において、男女共同参画やあらゆる人権に関して幅広く取り組むことができるよう、毎年のテーマ設定を工夫する。
4-15	公文書等への性別欄表記の見直し	多様な性を尊重するため、必ずしも性別記載が必要でない公文書等の見直しを行う。	・見直しを行い、性別記載が必要でない申請書等の記載欄を廃止した。 ・申請書や届出書等、常に意識を持ち作成している。	・日々の業務の中で点検し、 unnecessary 記載欄があれば可能な範囲で見直しを行う。 ・新たな公文書等の記載については、性別欄の表記の必要性についてその都度検討をする。
6-23	超過勤務の縮減	労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会をめざす。 ・幹部職員が率先した定時退庁 ・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノー残業デーの実施、強化 ・業務改善	・朝礼や終礼において声かけをしている。 ・管理監督職が率先して定時退庁に努めた。 ・課内で業務遂行状況を確認し、効率的な事務執行に努めている。 ・ノー残業デーの完全実施と、その他の日も可能な限り定時退庁できるように努めている。	ノー残業デーにおける定時退庁は定着しているが、業務量の増加により、全体の超過勤務の削減が困難な場合がある。
6-23	次世代育成支援対策特定事業主行動計画の推進	・次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布 ・育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援 ・男性職員による積極的な制度の活用 ・代替要員の確保 ・家庭・男女の役割についての意識啓発 ・超過勤務の縮減 ・休暇の取得促進 ・子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組(女性職員を対象とした組、管理職等を対象とした取組)	・育児休業任期付採用職員や、会計年度任用職員の採用により、育児休業を取得しやすい環境整備を行った。 ・育児休業からの復帰に際しては、復帰前に所属職員との面談機会をつくり、職場復帰への不安軽減に努めた。 ・子どもが生まれた職員(男性職員も含む)に対し、育児休業制度の説明や、取得への助言を行った。	育児休業については、休業中の業務体制を維持するため、育児休業任期付採用職員の定期的な採用を引き続き行う。
7-27	審議会等への女性委員の登用	行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。	・行政委員会、付属機関などの審議会等への女性の参画状況26.8% ・上記以外の協議会等への女性の参画状況22.4% ・職員による内部組織への女性の参画状況23.5%	・委員の属する各所属団体・関係機関を代表するもので構成する会議の場合、結果的に男性の割合が高くなる。 ・団体への推薦依頼の際、男女共同参画の視点を含めて推薦いただくよう依頼をする等、工夫が必要である。
7-27	各種計画、方針決定等への市民意見の反映	パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立。	・条例や計画の策定に際し、パブリックコメントや市民の意識調査を実施した。 ・審議会等の委員には、市民公募や地域の団体から募っている。 ・パブリックコメントにおいて、電子申請の活をするなど、性別に関係なく広く意見を募集している。	実効性のある計画の策定や、方針決定のため、引き続き市民の意見を反映させる手法を検討する必要がある。

7-28	市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。(女性職員比率33%) ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス(目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルール)の紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。	女性が働きやすい職場環境整備や、積極的な管理職登用を行った。(女性職員比率35%、係長級以上の女性職員比率29%:医療職を除く)	・女性職員の昇進意欲・マネジメント力の向上支援に引き続き取り組み、性別に関わらず応募しやすい職員採用をめざす。 ・各制度の適正な活用や紹介により、男女の区別なく、意欲を持って働ける職場環境の整備に努める。
7-28	女性の職域拡大、職務分担の見直し	職務分担や職場習慣において、性別による偏りがないか、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。	・事務分担設定時等に性別に偏った職務になっていないか点検や確認をしている。職務分担や職場習慣において、現時点で性別による偏りは見られない。	・今後も男女共同参画の視点をもち、偏りがあれば随時見直しを行い、継続実施をする必要がある。 ・男女問わず、個々の事情も考慮する必要がある。

令和5年度はばたきプラン2021事業調査票

施策 番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 A B C	担当課
1-1	DV被害者相談事業	職員の相談員のスキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援の入り口となるDV相談を行う。	職員による随時の相談、女性カウンセラーや弁護士による専門相談を実施した。相談人数(実人数)は102人、相談件数は220件であった。	相談対応をする職員のスキルアップをめざし、研修等に積極的に参加するとともに、対応について振り返りを行う必要がある。	A	人権推進室
1-1	DV防止啓発事業	11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	デートDV防止啓発のリーフレットを、市内の高校1年生に配布した。女性団体と協働で、市内の商業施設において街頭啓発を実施した。	若年層へ向けた啓発活動や、市民団体と連携した活動ができた。	A	人権推進室
1-1	相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。	・窓口「DV相談支援カード」を設置した。 ・出前講座や個別対応時にカードやチラシを配布し、周知に努めた。	・窓口では他のチラシ等に紛れてしまい、目につきにくい面がある。 ・女性用トイレが最も手に取りやすい環境であるが、トイレに置台がないため水にぬれやすく、手に取る言うと思っただけでない状態となっている。 ・相談窓口の周知を継続しながら、カード等の設置方法を工夫する。	A	関係する部署
1-2	学校における人権教育	各校の人権教育推進計画に基づいて、対等な人間関係の大切さや、子どもを暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための学習に取り組む。子どもが相談できる窓口の広報・周知や関係機関との連携を図り、子どものSOSを見逃さない体制づくりを推進する。	いじめをはじめ、対等な人間関係の大切さや、子どもを暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための学習にすべての学校で取り組んだ。ふくちやまCAPによる「子どもが自分の心と体を守る暴力防止のための予防教育事業」として子どもCAPワークショップを2小学校8学級において実施した。	地域や関係機関との連携をさらに図り、子どものSOSを見逃さない体制を整備していく。子どもCAPワークショップを多くの小学校で実施できるように、今年度の成果を周知していく。	B	学校教育課
1-2	デートDV防止ワークショップ	市内中学校、高等学校と連携しデートDV防止に向けた学習機会を提供する。	高等学校4校で実施し、642名の参加を得た。	実施される学校が固定化されているため、積極的な広報が必要である。	A	人権推進室
1-3	子ども安全対策事業	子どもたちの防犯、暴力からの安全確保のために、防犯ブザーの配布、安全教育、様々な周知啓発を行う。また、地域の見守り隊と連携し、登下校の安全対策を推進する。	京都府防災・防犯情報メールの登録を推進した。すべての小学校新1年生656人に防犯ブザーを配布。子ども安全セミナー106名受講。見守り隊と連携した登下校の安全確保に努めた。	見守り隊の高齢化や減少によって、子どもたちの見守り活動が十分にできていない地域があるため、後継者作りが必要である。また、学校統合によりスクールバス通学をする子どもの見守り形態も工夫が必要である。	B	学校教育課
1-3 1-5	女性のための相談事業	女性が抱える様々な悩みについて、女性問題専門のカウンセラーが相談を受ける。また、複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性の弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。	女性相談は年22回実施(1回3枠、全66枠)しており、実27人、32件の利用であった。 女性の法律相談は、年8回実施(1回4枠、全32枠)しており、相談件数は24件であった。(1人1回)	利用率が5割程度となっており、啓発に努める必要がある。相談者の希望や状況により、電話でも対応するなど、柔軟に運用していく。	A	人権推進室
1-4	女性相談・DV相談の周知	多くの市民が訪れる市民課の窓口「市女性相談のお知らせ」及び「DV相談支援カード」を置き、相談窓口の周知と啓発に努める。	実施している。		A	市民課
1-4	DV被害者住民基本台帳事務支援措置	DV被害者を加害者から守るため、転入・転出・転居等住民登録の手続きの際に、被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内の関係機関と連携をとり、DV被害者の保護に努める。	基幹系システム上で申出者の住民登録地を、職員も分からないようにしている。 本市住民登録の支援措置申出者：40世帯・70人(令和6年3月末時点)		A	市民課
1-4	市営住宅入居募集	DV被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。	・DV被害者の緊急対応として、市営住宅の目的外使用が可能。	・緊急対応により目的外使用を行う場合、住宅は確保できても、生活必需品等が不足する場合がある。 ・目的外使用の入居期間終了後も生活困窮等を理由に退去されない場合がある。	A	建築住宅課
1-4	母子生活支援事業	DV被害者の母子自立支援施設への入所により母子の心身の安全を確保し、自立に向けた支援に結びつける。	4世帯(母4子8)の施設入所があった。DV、児童虐待の背景に隠れている母親の養育力等複数の課題があるケースが入所することで、母子の心身の安全確保、自立に向けた支援に繋がっている。	児童虐待の背景に隠れている母親の養育力等複数の課題があるケースの増加により、施設入所者が増加している。今後は、定期的な母面談や施設との連携により、自立、退所へと繋げていきたい。	A	子ども政策室

施策 番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 A B C	担当課
1-4	DV被害者支援事業	被害者の国民健康保険加入についての支援	依頼があった場合に国保加入の手続きを実施しており、引き続き対応していく。	課内における連携、また他課との連携をとり慎重に対応する必要がある。	A	保険年金課
1-4	DV被害者支援事業	被害者の住居を確保するとともに経済的な支援を行う。	DV被害者の生活の場を確保するための生活保護による経済的支援や相談はなかった。	DV被害者から相談があれば、速やかに経済的支援等の必要性を検討し、速やかに対応していく。	A	社会福祉課
1-4	DV被害者支援事業	・被害者の子どもの予防接種、乳幼児健診、健康相談、被害者(母親)の心身の健康管理 ・被害者の就学支援	定期予防接種・乳幼児健診・相談について、保護者の希望のもと、了解を得たうえで、接種や受診等ができるよう支援をしている。	関係機関が連携を図り、DV被害者とそこに生活する子どもの安全・安心を守るための包括的な支援を提供する。	A	子ども政策室
1-4	DV被害者支援事業	被害者の就学支援	関係課と連携し、情報共有を行いながら対応した。	相談者の状況が複雑なため、その都度関係課との情報共有や対応についての十分な検討が必要。	B	学校教育課
1-4	DV被害者支援事業	被害者の発見と相談	院内で虐待防止委員会を設置し、年6回開催し、事例を共有している。今年度把握している件数：0件	早期発見に努めていく。	A	市民病院
1-5	市民相談事業	市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催。	窓口相談件数 322件中 女性 164件 弁護士相談件数 121件中 女性 61件 司法書士相談 114件中 女性 67件	今後とも、男女の区別なく相談を受け付け、女性相談が必要な場合は遅滞なく男女共同参画推進係に引き継ぐ。	A	市民課
1-5	家庭児童相談事業	子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員が常時相談を受ける。	家庭児童相談室における、DVに関する相談件数は0件。子ども政策室内での連携強化により、家庭児童相談室単独での相談から、総合相談窓口全体で相談を受け、関係機関と連携をしながら、子どもが安全に安心して育てられる子育て支援と育児環境の整備に努めている。	引き続き、関係機関と連携をとり、必要な対象者へ支援を行う。	A	子ども政策室
1-5	女性弁護士による女性法律相談	複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。	女性法律相談は、年8回実施(1回4枠、全32枠)しており、相談件数は24件であった。(1人1回)	利用率は7割程度。今後も啓発に努める必要がある。相談者の希望や状況により、電話でも対応するなど、柔軟に運用していく。	A	人権推進室
1-5	人権相談(随時)	広く人権にかかる相談の場として実施。	年間68件の相談を受ける。(うち女性からの相談23件)	人権相談を実施した。	A	人権推進室
1-5 3-13	男性のための電話相談	様々な要因で植えつけられた性別役割分担意識によって、家庭や職場での人間関係等に悩む男性を対象に男性臨床心理士による相談を実施する。	年4回実施(1回3枠、全12枠)しており、3件の相談があった。	チラシの配布先等を工夫する必要がある。	B	人権推進室
1-5	人権相談・心配ごと相談	広く人権にかかる相談の場として、福知山人権擁護委員協議会が実施している特設人権相談・心配ごと相談の支援。	年間52回の特設相談を開催し、10件の相談を受けた。	計画どおり特設相談を実施することができた。	A	人権推進室
1-5	障害者相談員相談事業	日常生活に著しい制限を受けている在宅の障害のある人のために、身体障害者相談員が定期的な相談日を受け、福祉相談等を行うことにより、障害者の日常生活の向上を図る。	委嘱した障害者相談員による相談を月3回開催。また、電話や面接による相談を随時行うことで、障害のある人の日常生活の支援につながった。その他、交流会も行った。(障害者相談員数：男性6人、女性14人)	当事者に相談員として活動していただけており、性別により参画が左右される事業ではないが、委託団体が実施される人権研修などで、男女共同参画に関する理解を深めていただくことも必要。	A	障害者福祉課
1-5	京都府関係機関との連携	警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センター、などと連携をとりながら相談支援活動を行う。	関係機関や庁内関係部署との連携会議を月1回開催し、連携をとりながら支援を実施した。	ケースの状況に応じ、連携会議に参加していない部署や機関との連携も必要となる。支援が円滑に進むよう努める。	A	人権推進室
2-6 2-8 3-12 5-17 5-21	はばたきセミナー	年3回の講座を開催。講座内容は、固定的な性別役割分担意識、DV、女性活躍推進等の男女共同参画社会の実現に向けたテーマを設定して実施する。	年2回実施した。内容は、①パートナーをどのように呼んでいるかでジェンダーの視点から考える②暴力のない社会へについて。参加者は合計103人。	年齢層や性別を問わず多くの市民に参加してもらえよう。開催曜日や時間、オンラインの活用、広報手段等の工夫が必要である。	A	人権推進室
2-7	広報ふくちやま発行事業	暮らしに役立つ広報誌として市政情報などを掲載した「広報ふくちやま」を毎月1回発行し、市内全世帯に配布する。啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組を紹介することで住民の意識を高める。	男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き広報ふくちやま、ホームページを活用し、市内外に情報発信を行う。	関連記事は「シリーズ人権」に限定せず、必要に応じて掲載する。	A	秘書広報課

施策 番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 A B C	担当課
2-7	ホームページ運営 事業	最新の市政情報を市民や市外へ 情報発信する。	男女共同参画社会の実現に向けて、 引き続き広報ふくちやま、ホーム ページを活用し、市内外に情報発信 を行う。	充実した内容の情報発信ができる よう各課との連携が重要である。	A	秘書広報課
2-8	共に幸せを生きる まちづくり人権講 座	あらゆる人権問題の解決に向 け、地域での実践に結びつける ため、地域公民館や学校との連 携により人権講座を実施。	地域公民館、学校でさまざまな人権 問題をテーマとした人権講演会を 実施した。(令和5年度は、人権講座 30回、延べ2,579名参加)	地域の実情に応じてさまざまな 人権問題をテーマに設定してい るが、男女共同参画の推進を テーマとした講座の実施につい ても定期的に行えるよう地域公 民館等との連携を図る。	A	人権推進室
2-8 2-10	差別を許さない人 材育成 (S T A R 事業)	21世紀を担う全ての子どもたち が、一人ひとりの人権を大切に し、あらゆる差別を許さない子 どもに成長することを願い、子 どもたちを育成する。	ヒューマンフェスタ、人権文化体験 研修、会員研修(子どもワーク ショップ、大会員研修)の実施や 多文化交流会への参加等を行った。 延べ87名会員参加	主体的な取組みや交流による仲 間づくりができるよう、今後も さまざまな事業を計画実施し、 活動の輪を広げていけるよう検 討していく。	A	人権推進室
2-8	男女共同参画年次 報告書作成	男女共同参画の推進等に関する 市施策の実施状況と効果等につ いて報告書を作成し、公表す る。	報告書を作成し、公開した。	作成を継続し、男女共同参画の 推進、啓発に努める。	A	人権推進室
2-8	広報ふくちやま	シリーズ人権等に掲載。掲載内 容は市民意識調査に基づいた男 女平等について、DVについ て、講演会や相談のお知らせな ど。	女性に対する暴力やジェンダー ギャップ指数から見る世界の中の日 本の状況に関する記事と、併せて相 談窓口を掲載した。	今後も啓発の一環として、広報 ふくちやまを活用する。	A	人権推進室
2-8	人権ふれあいセン ターにおける啓発 事業	女性問題、男女共同参画に関す る内容で市民啓発として講演会 を実施。また、各施設だより の中で、個人として能力を発揮で きる男女共同参画社会の実現を 図る内容の啓発文を掲載する。	・はばたきセミナー等の広報啓発を 行った。	・様々な人権問題に関する講演 会を各施設で実施しており、計 画的なテーマ設定が必要である。 ・年間を通じて、男女共同参画 に関するパネル展示を実施す る。 ・来館者が多い事業に併せ、意 識的に男女共同参画をテーマと した展示等を実施する。	A	人権推進室
2-8	児童館における啓 発事業	女性問題、男女共同参画に関す る内容で市民啓発として講演会 を実施。また、各施設だより の中で、個人として能力を発揮で きる男女共同参画社会の実現を 図る内容の啓発文を掲載する。	各児童館・児童センターだよりの中 で、個人として能力を発揮できる 男女共同参画社会の実現を図る内容 の啓発を行っているが十分な啓発は できなかった。 また、女性問題・男女共同参画に関 する内容での講演会は開催できな かった。	6年度以降啓発及び後援会の開 催を計画していく。	B	子ども政策室
2-8	教育集会所におけ る啓発事業	女性問題、男女共同参画に関す る内容で市民啓発として講演会 を実施。また、各施設だより の中で、個人として能力を発揮で きる男女共同参画社会の実現を 図る内容の啓発文を掲載する。	男女共同参画週間等に合わせて、 様々な女性の人権問題について、啓 発文や事業の案内を掲載した。 2か所の集会所において、性の多様 性をテーマとした講演会を開催し た。参加者は合計で53人。(庵我教 育集会所：27人、下豊富教育集 所：26人)	今後も、男女共同参画推進を テーマにした啓発文や事業のお 知らせ等を掲載し、情報提供を 図る。	A	人権推進室
2-8	高齢者教室	人権ふれあいセンター、教育集 会所で実施する高齢者教室で、 全ての人が性別による差別を受 けない男女共同参画社会の推進 を図る学習を推進するととも に、健康づくり効果、生きがい 対策事業を実施し、高齢者の積 極的な社会参加の促進を図る。	男女共同参画週間等に合わせて、 様々な女性の人権問題について啓 発文や事業の案内を掲載したり、高 齢者教室などで話をした。 今年度は丘デイサービスにて、「コ ミュニケーション男と女のちが い」の演題にし男女共同参画に向 けた講演会を実施した。参加者は 13人。	男女共同参画推進をテーマにし た啓発文や事業のお知らせ等を 掲載し、周知を図る。	A	人権推進室
2-8	地区公民館巡回講 座	・地域公民館や自治会で自主的 に取組まれる人権学習に職員が 出向き、啓発DVD等を活用し た講座を実施。 ・DVDの選定にあたり、固定 的な性別役割分担意識の解消に 向けたテーマのものも候補とす る。	DVD視聴の他、人権講演会等で 奮闘に幸せを生きるまちづくりを 進めるための講座を地区公民館 主体で実施できた。(年間36回 巡回講座を実施し、延べ1535 名の参加)	地区公民館の主体的な活動とし て実施されているため、男女共 同参画だけをテーマに講座を開 催していただくことが困難では あるが、今後も継続した啓発が 行えるよう呼びかける。	A	人権推進室
2-9	幼稚園教育	園児が園生活の中でこれまでの 男女の固定的な性別役割分担意 識概念にとらわれることなく、 自分らしさとお互いを大切にす る意識を自然に学び、認識でき るような指導内容での教育を行 う。また、保護者と関わる中 で、家庭における固定的な性別 役割分担意識の解消への啓発を 行う。	・日々の遊びや生活の中で、お互 いの良さを感じ、尊重し合う関 係づくりができるような支援に 努めた。 ・自分の思いを相手に伝えたり、 友だちの思いに気付いたりでき るよう支援をしてきた。 ・性別による色や役割などの固 定概念にとらわれないよう、日 々の生活を通して指導をした。	・園児を指導するにあたり、幼 稚園教諭の指導力が重要になる ため、引続き、課内研修などを 通して、研修を積み重ねる必要 がある。 ・PTA活動で、父親も母親も参 加しやすい日程や内容の行事を 立案していく。	B	子ども政策室

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 A B C	担当課
2-9	学校における人権教育	男女共同参画について、各校の人権教育推進計画に基づいて行う。各教科・人権学習の中で男女共同参画について正しい知識と実践力を培う学習を実施する。	男女平等・共同参画について、社会科や道徳を中心とした各教科での学習を進めることができた。	人権学習の中で性の多様性に関わる学習はしているものの、男女共同参画に関する学習を十分に取り上げることができていない。各教科での学習を充実させるとともに、教職員の人権意識を高揚させ、日常の学校生活においてジェンダー平等や男女共同参画の視点で指導や学級経営等に引き続き取り組む必要がある。	B	学校教育課
2-10	市職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	部内・課内人権研修において、男女共同参画における研修の実施や、講演会等へ参加をした。		A	職員課
2-10	幼稚園職員研修	男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行うことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	園内研修のテーマとしては取り上げなかったが、別のテーマを通して男女のあり方や互いに尊重し合う関係作りなどについて話し合った。	日々の生活を通して、人権意識を考える機会を計画的にもったり、自分が感じたことを気軽に話し合える関係作りが大切である。	B	子ども政策室
2-10	教職員研修	男女共同参画に関する校内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	人権教育主任会議で男女共同参画について取り上げ、職員の人権意識の高揚をはかることができた。	担当指導主事による計画的な研修を継続していく。	B	学校教育課
2-10	学校用務員研修	男女共同参画や人権に関する研修を行い、職務とのかかわりを通して、人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	8月24日と8月25日の2日間、学校用務員を対象とした人権研修会を実施した。 学校教育課及び人権推進室の職員を講師として招き、2日間で約4時間実施し、延べ82人が受講した。	研修機会の少ない学校用務員に研修の意義をしっかりと認識させるとともに、職務との関わりを通して人権意識を高めていくため、繰り返し研修をしていく必要がある。	B	教育総務課
2-10	消防団員研修	男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	4月実施の幹部研修会において、人権研修を行い、消防団幹部253名が受講した。	消防団員に幅広い人権感覚を身につけていただくために、今後も毎年4月に実施する幹部研修会において、人権研修を実施する。	A	消防本部総務課
2-10	保育園職員研修	保育の質を担保する保育園職員の人権研修会の開催。 公立・民間保育園の保育士が京都府や保育協会が実施する研修に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊重を保育の基盤とする。	福知山市保育協会主催の人権研修会「幼児期における非認知能力と人権」に公立・民間保育園・こども園の職員計259名が参加した。	日々の生活を通して、人権意識を考える機会を計画的にもったり、自分が感じたことを気軽に話し合える関係作りが大切である。	B	子ども政策室
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。	(教育総務課) 男女共同参画や人権に関する研修を行い、職務とのかかわりを通して、人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。 (人権推進室) 各地区で作成の地区別推進計画に基づき、差別を許さない人材育成に取り組んでいる。令和5年度は各地区にそれぞれ2回ヒアリングを実施し連携を図り実態把握を行った。	今後も定期的なヒアリングを実施するとともに、積極的に男女共同参画の視点を差別を許さない人材育成に取り込むよう、各人権推進施設等と連携を図る。	B	人権推進室
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。	各児童館・児童センターで男女共同参画の視点を徹底する取り組みとしては実施できていない。	令和6年度以降徹底する取り組みを計画する。	B	子ども政策室
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。	男女共同参画や人権に関する研修を行い、職務とのかかわりを通して、人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。		B	教育総務課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。	小学校を対象とした公立大学生による学習支援の取組を実施することができた。	小学校、公立大と連携をし、より効果的な支援となるよう工夫していく。	B	学校教育課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。	青年学級：6回 聴覚障害者成人講座：4回 視覚障害者成人講座：4回 健康講座や環境パーク見学等を行った。	対象となる障害者の社会的自立に向け、今後も成人講座に取り組んでいく。	B	生涯学習課
2-10	男女共同参画人材育成事業	教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。	各種セミナーについて、市職員に向けて参加を呼びかけた。	多くの職員が参加できるよう、曜日や時間帯、オンラインの活用等、工夫が必要である。	A	人権推進室
2-11	市民意識調査の実施	市民対象の人権意識調査を実施するなかで、男女共同参画の意識も調査する。	実施年度ではないため、実施していない。		-	人権推進室

施策 番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 A B C	担当課
2-11	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	市民対象に男女共同参画に関する意識調査を実施する。	実施年度ではないため、実施していない。		—	人権推進室
3-13	女性のライフスタイル支援事業	①妊婦健診を公費負担で実施 ②妊娠中の歯科健診を公費で1回実施 ③助産師・保健師等の妊婦・産婦・新生児・乳児に対する指導や育児支援として訪問指導実施 ④⑤子宮がん・乳がん(マンモグラフィ単独検診)の実施。検診受診率が低く、これまで受診されなかった人にもがん検診の重要性等について理解を促進し、今後の継続的な受診を促すため国の補助を受け、働く女性支援のためのがん検診推進事業(子宮頸がん検診(20歳)、乳がん検診(40歳)の受診啓発と検診費用の無料クーポン券を個別送付し、受診勧奨。 ⑥子育て中の女性や更年期世代への健康教育を継続して実施	①母子健康手帳交付者は567件。(多胎妊婦3件)。転入者への受診券交付者は25件(うち0件多胎)。産後届け出が0件あり。 受診券交付者実数は564件。府外受診者へは、償還払いで公費負担を実施。 ②妊婦歯科健診の対象者は 人で人が受診し、受診率は %とR4年度より %上昇した。②の赤下線部はR6.4.15までに入力します。 ③R5年度の訪問指導件数延 1,316件 ④⑤ ・子宮がん検診 人、 クーポン利用者 人 ※人数については調査中です。 ・乳がん検診1,347人 クーポン利用者143人 ⑥活動実績 ・年間2回、参加者数15人。ヨガインストラクターによる体操の実施と、保健師による高血圧予防の話、栄養士による減塩指導を行った。 ・若い世代対象の「3アップ教室」を2回実施し15人参加。	①妊婦の転入手続き実施前に妊産婦健診を受診したり、転出者が福知山市の受診券を使用するなど転出入の際の受診券の使用方法が徹底できていない。正しい周知の必要がある。 ②課題点R6.4.15に入力します。(R6.3.25時点、R4年度に比べ受診率減少傾向にあり。) ⑥ ・1回目の参加人数は定員の半分であった。周知を早くから行い、より多くの対象者への周知に努めていく必要がある。 ・若い世代対象の講座を保育付きで実施し、昨年度より参加者数は増加したが、今後も様々な機会を通じた広報が必要である。また、集中して講座に参加できるように別室での保育を行う。	A	健康医療課 子ども政策室
3-13	健康相談	人権ふれあいセンターにおいて定期的に健康相談を実施。	健康医療課と連携しての健康相談を計画・実施した。 また、施設職員による相談も随時受け付けた。		A	人権推進室
3-13	生涯スポーツの推進	多様化するニーズに対応した、スポーツ機会の提供や、より使いやすいスポーツ施設への整備によりスポーツ関与率の向上を図る。	スポーツ関与率 44.2% (前回調査時(2018)36%) スポーツ教室参加者 2,874人 (前年度実績 1,402人)	・スポーツ協会と連携し、市民ニーズに即したスポーツ振興施策の展開が必要である。 ・障害者スポーツの振興にも努め、障害者・健常者を問わず誰もがスポーツに親しむことのできる社会の実現をめざす。	B	文化・スポーツ振興課
4-14	はばたきセミナー	性的マイノリティへの理解促進に向けて、LGBTQ+をテーマとするセミナーの実施。	性の多様性セミナーにて、LGBTQ+当事者を招き多様な性について紹介した。参加者は5名。 またLGBTQ+当事者の交流会を実施。参加者は7名。	性的指向や性自認を理由とした差別が生じないように、今後も啓発を続ける。	A	人権推進室
4-14	学校における人権教育教職員研修	各校の人権教育推進計画に基づいて、多様な性への理解を深めるため、各教科・人権学習の中で正しい知識と実践力を培う学習を実施する。 教職員が多様な性への理解を深め、適切な支援ができるよう、研修の充実を図る。	各校の人権教育推進計画に基づいて、多様な性への理解を深めるための教職員研修を市内11校で実施した。また、学校の人権学習において性の多様性に関する学習に市内17校で取り組んだ。	各校での教職員研修の内容等を情報共有できる機会を作り、市内全体の教職員研修がより深まるように工夫する必要がある。	B	学校教育課
4-15	パートナーシップ制度の導入	同性パートナーの関係を公的に認め、生きづらさを軽減し、誰もが自分が生きる社会をめざし、パートナーシップ制度の導入を検討する。	令和4年度より、制度を開始した。 届出件数は0件。	届出がない理由を探り、より利用しやすい制度となるよう検討が必要である。	B	人権推進室
4-16	性別にこだわらない相談	性別に関わらず、男性、女性、性的マイノリティの人も誰もが、心の悩みを相談できる窓口として開設し、性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れる社会づくりの一助とする。	年間5回実施(1回3枠、全15枠)した。相談件数は5件。 ※女性相談のうち、5回分を位置付けて実施した。	チラシの配布先等を工夫する必要がある。	B	人権推進室
5-17	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織として福知山市子育てファミリー・サポート・センターを設置し、安心して子育てができる環境づくりを行う。	活動実績927件、依頼会員483人、援助会員84人、内両方会員33人。令和2年度より社会福祉協議会に委託していた事業が直営となったことで、子育て世代を包括的にアセスメントし、必要なサービスを提供できるようになった。	援助会員数が依頼会員に比較して少なく、一部の方に負担がかかっている。今後は更に、援助会員増加に向けた取組を行う。	B	子ども政策室
5-18	保育園	子育て支援策として、公立8園、民間20園(内こども園5園)、小規模保育所5園で運営。更に公立園のこども園化や民営化などを進め、保育の充実、持続可能な行財政運営等を図る。	入園児童数(令和6年3月1日時点) 公立: 357人 私立: 2,142人	保育士の確保が困難な状態であり、年度途中の0歳児から2歳児が希望通りに入園できない状況がある。公立こども園化の推進による幼児等の受皿の確保等取組を行う必要がある。	B	子ども政策室

施策 番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 A B C	担当課
5-18	放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校休業日に見守りを行い、保護者の就労と子育ての両立を支援する。	全小中学校区内：15箇所運営。(直営：12箇所、委託：1箇所、補助：2箇所) 令和5年度登録児童数：1,619人(令和5年度登録数)	利用児童の増加に伴う支援員(指導者)の確保、及び個々の児童の見守りや指導に対応できる支援員の資質向上。	A	生涯学習課
5-18	子育て交流・相談 支援対策事業	地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園(委託)、三和こども園、下夜久野保育園、げん鬼保育園(直営)に地域子育て支援センターを設置し、子育て相談、園庭開放事業を実施する。また、岡ノ三地域に地域子育て支援ひろば「すくすくひろば」を設置し、子育てに関する学習会、講座、情報誌の発行、子育て相談、子育て世代交流などの事業を実施する。	各施設にて、子育てに関する学習会、講座、子育て相談、子育て交流等を実施。 ＜利用者数＞ 三和子育て支援センター 494人 夜久野子育て支援センター 1,196人 大江子育て支援センター 1,328人 あゆみ保育園地域子育て支援センター 293人 すくすくひろば 7,602人 りとのハピネス 4,605人	各施設の利用のきっかけとなるようSNSによる魅力発信を充実させることができた一方、SNSを利用しない方への発信に力を入れる必要がある。	B	子ども政策室
5-18	妊産婦にやさしい 環境づくり	・「マタニティマークチェーンホルダー」を妊婦に配布。 ・マタニティマークを広報紙等に掲載し、市民への広報活動を推進。	出産後の調査結果では、マタニティマークを利用した妊婦の割合は77.3%だった。マタニティマークを知っている妊婦の割合は96.8%であった。年々、利用した妊婦の割合は増加している。	マタニティマークの利用については、社会全体の理解と配慮が必要である。マークの利用により妊婦への配慮がすすんでいくような取り組みも必要である。	A	子ども政策室
5-18	妊産婦にやさしい 環境づくり	・「マタニティマークチェーンホルダー」を妊婦に配布。 ・マタニティマークを広報紙等に掲載し、市民への広報活動を推進。	出産後の調査結果では、マタニティマークを利用した妊婦の割合は77.3%だった。マタニティマークを知っている妊婦の割合は96.8%であった。年々、利用した妊婦の割合は増加している。	マタニティマークの利用については、社会全体の理解と配慮が必要である。マークの利用により妊婦への配慮がすすんでいくような取り組みも必要である。	A	子ども政策室
5-18	妊婦と御家族の教室 ①赤ちゃんLABO、 ②MOKUYOKU体験教室	男女共同参画の視点に立ち、男女で協力して妊娠、出産、育児に取り組めるよう、年間各11回の教室を開催。	活動実績：講話型と体験型のふたつに教室を分けて開催。参加者数延べ198人(妊婦105人・パートナー91人その他の家族2人)。 教室内容を2つに分けたことで、参加者のニーズに合った教室が開催できたと考えられる。	パートナーの参加率(参加したパートナー数÷参加した組数×100)は86.7%と目標値の100%には届かず。令和6年度は、妊婦とパートナーがペアで参加するゲーム型の教室の開催や、パートナー向けの講話の充実をはかる。	A	子ども政策室
5-18	両親学級 ダ ディ・マミプラ ザ	妊婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に問題解決できるよう参加型集団指導を行う。 前期・後期の2回1クールで参加する。 隔週水曜日、日曜日に予約制で実施する。	コロナ禍により個別指導として助産師外来の中で実施していた。令和6年3月からは後期を対象に参加型集団指導を再開している。	開催方法・内容を見直しながら実施したい。 里帰り分娩の方に対するフォローの方法の工夫が必要。	—	市民病院
5-18	子育て支援事業母 子支援事業	救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があったときに面談と支援を行う。 市子ども政策室、児童相談所と連携を行い、虐待リスクを早期に発見予防する。	虐待リスクのスクリーニング項目を作り育児不安の早期発見、早期介入により、育児不安・育児の孤立化による虐待を予防するための早期からの子育て支援と地域への継続をシステム化した。育児支援のため入院時にスクリーニングと支援方針をカンファレンス、満足のいく出産体験にする指導・相談、支援、地域への紹介を行った。 令和5年度の対応事例は13件。 また特定妊婦を中心に支援の必要な妊婦の情報連携も行っている。15件。	近隣の産科医不足、分娩制限から、生活困窮者、精神疾患合併妊婦、妊婦健診未受診妊婦が市の市や他県からも来院するケースが増えている。生活困窮者や未受診ケースは複雑な家庭事情が多く、近隣の産科閉鎖に伴い当院の果たす役割は大きくなっていると考える。今後、支援が必要な人を早期発見するために当院がリーダーシップを取り地域との連携を図っていきたい。	B	市民病院
5-18	院内助産院	妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の高い出産に繋げていく。 リスクが高い場合は医師コースへ移行することも可能であり、緊急時は産科医、小児科医が24時間体制で対応する。	平成20年5月に妊婦健診よりスタートした。コロナにより立ち会い分娩を行っていないことから院内助産院も実施していなかったが、令和5年6月から立ち会い分娩を再開したことにより、今後、様々な対策をふまえて見直しが必要な状況である。	令和5年度分娩件数は約220件であった。分娩数の減少に伴い、院内助産院希望者も減少傾向にある。ハイリスク分娩が増加しつつある中で、ローリスク妊婦への継続したケアを自立して実施できるよう助産師確保と育成が必要である。	B	市民病院
5-19	はばたきセミナー	男性の家庭参加を促進するため、市民を対象とした啓発セミナーを行う。	年2回実施した。内容は、①パートナーをどのように呼んでいるかでジェンダーの視点から考える②暴力のない社会へについて。参加者は合計103人。	年齢層や性別を問わず多くの市民に参加してもらえよう、開催曜日や時間、オンラインの活用、広報手段等の工夫が必要である。	A	人権推進室
5-19	育児休業取得の促進	育児休業取得者代替の任期付き正規職員の採用をおこなう。	育児休業任期付採用職員として4名を新規に採用した。		A	職員課

施策 番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価	担当課
					A B C	
5-20	老人クラブ育成	生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。 女性会員への様々な研修会の開催・受講。(府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の積極的な事業参画などを推進する。)	高齢者の福祉の増進を図るために、生きがいや健康づくりなどを行う老人クラブ連合会、単位老人クラブを支援した。	組織化されていない地域がある。 会員数は減少傾向にあり、会員の高齢化により休会・解散するクラブが増加しつつある。	B	高齢者福祉課
5-20	高齢者教育推進事業	高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるための健康づくりや介護予防の推進を図る。	実行委員会主催の高齢者大学実施の支援を行う予定であったが、実行委員会の判断で、R5年度の実施がなされなかった。	高齢者大学への支援を継続させるとともに、地域包括支援センターとの連携を強化し、高齢者の健康づくりや介護予防の推進を図る活動を継続させる。 公民館講座への参加者は一般講座でも高齢者の参画が多い。	—	中央公民館
5-20	高齢者人材活用事業	今まで培ってきた経験や知識を地域活動や学習に活かせる世代間交流と社会参加により地域への参画を推進する。	高齢者人材活用事業としての公民館人材銀行事業については、高齢者福祉課での介護支援サポーター制度等の創設もあり事業終了した。	公民館人材銀行事業終了により、高齢者教育推進事業と一体化した取組項目とする方が適切かと考える。	—	中央公民館
5-20	シルバー人材センター支援事業	シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図るとともに、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、就業機会の提供に配慮する。	シルバー人材センターの安定的な運営基盤を確保するために補助金を交付した。また、就業機会の提供を目的とし「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて適切な業務発注に努めた。	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献するために、引き続きシルバー人材センターに対して必要な支援を行う。	A	産業観光課
6-22	ふるさと就職おうえん事業	福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法等公正採用について啓発するパンフレットを作成し、商工会議所・商工会等を通して配布する。また、就職フェア等で求職者に対しても啓発を行う。	公正採用に関する企業向け啓発冊子を作成し、福知山商工会議所、福知山市商工会、長田野工業センターを通して配布。その他、窓口等でも配布した。また、求職者向けには、就職フェア等にて冊子を配布し、公正採用に関する説明を行った。	引き続き、企業には冊子の配布、求職者に対しては就職フェア等で説明を行い、企業側、求職者側両方の理解を深めるため、啓発活動に努める。	A	産業観光課 人権推進室
6-22	福知山市企業人権教育推進協議会での啓発	社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。	加入企業を対象に女性の登用をテーマにした研修会を実施した。	研修会、DVD学習等企業内での女性に関する人権問題等について理解を深めるための啓発を継続していく。	A	人権推進室
6-22	幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者の設置	労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり(ワークライフバランスの推進)に努める。心身の不調が認められる者については、面接医等の面談を勧める等、市担当者との連絡・調整を行う。	安全衛生責任者講習を新任の時に受講し、体制整備に努めている。(子ども) 小・中学校の教頭合計23人任命し、職場の環境づくり(ワークライフバランスの推進)に努めた。また、新規任命衛生推進者研修会を開催し5名が受講した。 行事・部活動・感染者電話連絡時間の見直し等に伴い、長時間勤務対象者は減少している。その中でも長時間勤務の教職員やその衛生推進者に対して、医師による面接指導を合計8人に実施した。	令和5年度においては労務災害は発生せず、今後も環境整備に努めていく。(子ども) 教職員の負担軽減や働き方改革が求められる中、引き続き各校の衛生推進者と連携し、教職員の健康管理を推進するとともに、適切な労働環境を確保していく必要がある。 また、部活動の地域移行により教職員の時間外勤務の削減を検討していく必要がある。	B	子ども政策室 学校教育課
6-23	超過勤務の縮減	労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会をめざす。 ・幹部職員が率先した定時退庁 ・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノー残業デーの実施、強化 ・業務改善	引き続き、ノー残業デーの実施、20時退庁の励行等に取り組んだ。	超過勤務の縮減には業務の在り方も見直すことが重要であり、意識啓発のみならず業務改善についても、取組を継続して行っていく。	A	職員課
6-23	次世代育成支援対策 特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布。育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援。男性職員による積極的な制度の活用。代替要員の確保。家庭・男女の役割についての意識啓発。超過勤務の縮減。休暇の取得促進。子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組(女性職員を対象とした取組、管理職等を対象とした取組)	育児休業任期付採用職員や会計年度任用職員の採用により、育児休業を取得しやすい環境整備を行った。	職員の育児休業中の業務体制維持のため、育児休業任期付採用職員の定期的な採用を引き続き行っていく。	A	職員課

施策 番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 A B C	担当課
6-24	ハラスメント苦情 処理委員会	ハラスメント苦情処理委員会により様々なハラスメントの防止に取り組む。	研修の機会を通じて、ハラスメントについての意識付け・周知を行った。		A	職員課
6-24	はばたき企業啓発 セミナー	はばたきセミナーを事業所向けに企画し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、様々なハラスメント防止についての啓発を実施する。	2回実施した。テーマは、①ジェンダーギャップ解消について、②ビジネススクエアーについて。参加者は合計で60名。	企業の担当者だけではなく、市民にも参加してもらえよう、チラシの配布先等、広報に工夫が必要である。	A	人権推進室
6-25	女性活躍推進セ ミナー	市内で働く女性社員を対象に、自らをキャリアデザインし、ステップアップスキルを身につけるセミナーを実施することで、市内企業における職場全体の意識改革や女性活躍の推進を図る。	・女性社員向け研修は「働く女性のお金と貯金の方法」をテーマに実施した。参加者は17名。 ・いずれも、就労している人が参加しやすいよう、平日夜間に開催した。	女性の活躍にあたっては、女性社員だけではなく雇用者側への働きかけも重要である。今後も労働者と雇用者双方に向けた啓発を実施していく。	A	人権推進室
6-25	ふるさと就職お うえん事業	北京都ジョブパーク、ハローワーク福知山マザーズコーナーと連携し、働きたい女性の就職活動をサポートするセミナーやイベントを開催します。	関係機関と連携し、保育ルーム等を活用しながら働きたい女性のためのセミナーや就職支援を行った。仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備に積極的な企業を集めた就職説明会を開催した。	引き続き、働きたい女性の就職活動を支援し、セミナー等の周知を図る。	A	産業観光課
6-25	就職相談	人権ふれあいセンター等において就職情報を提供し、相談を実施。	ハローワークと連携して毎月1回の訪問相談日を設定した。また館職員による相談を随時実施した。		A	人権推進室
6-26	農村女性協議会研 修会	農村女性が担っている役割に対する正当な評価による女性の地位向上や男女共同参画をめざして、農村女性のネットワーク化を図る活動を展開するとともに、男女共同参画に対する認識を深めるための学習会を開催する。	協議会活動への幅広い参画を求めるとともに、協議会活動の周知に努めた。	特に若い世代の参加拡大に向けた啓発に努める。	B	農林業振興課
6-26 7-30	はばたき企業啓発 セミナー	はばたきセミナーを企業や事業所、自営業者向けに企画し、ワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分担意識の解消等について啓発を実施する。	2回実施した。テーマは、①ジェンダーギャップ解消について②ビジネススクエアーについて。参加者は合計で60名。	企業の担当者だけではなく、市民にも参加してもらえよう、チラシの配布先等、広報に工夫が必要である。	A	人権推進室
7-27	審議会等への女性 委員の登用	行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。	・行政委員会、付属機関などの審議会等への女性の参画状況26.0% ・上記以外の協議会等への女性の参画状況27.3% ・職員による内部組織への女性の参画状況23.5%	・委員の属する各所属団体・関係機関を代表するもので構成する会議の場合、結果的に男性の割合が高くなる。 ・団体への推薦依頼の際、男女共同参画の視点を含めて推薦いただくよう依頼をする等、工夫が必要である。	B	審議会を運営している部署
7-27	各種計画、方針決 定等への市民意見 の反映	パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立。	・条例や計画の策定に際し、パブリックコメントや市民の意識調査を実施した。 ・審議会等の委員には、市民公募や地域の団体から募っている。 ・パブリックコメントにおいて、電子申請の活をするなど、性別に関係なく広く意見を募集している。	実効性のある計画の策定や、方針決定のため、引き続き市民の意見を反映させる手法を検討する必要がある。	A	関係する部署
7-28	職員研修事業の充 実	政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	政策形成研修に12名、マネジメント系の研修に15名の参加があった。外部への派遣研修についても7名の参加があった。		A	職員課
7-28	市幹部職員への女 性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。(女性職員比率33%) ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス(目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルール)の紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。	女性が働きやすい職場環境整備や、積極的な管理職登用を行った。(女性職員比率35%、係長級以上の女性職員比率29%：医療職を除く)	・女性職員の昇進意欲・マネジメント力の向上支援に引き続き取り組み、性別に関わらず応募しやすい職員採用をめざす。 ・各制度の適正な活用や紹介により、男女の区別なく、意欲を持って働ける職場環境の整備に努める。	A	職員課
7-28	教職員の女性採用 と、教職員管理職 への女性登用	教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	管理職49名のうち女性11名 新規採用教職員29名のうち女性14名	京都府教育委員会と連携し、引き続き女性管理職の登用や女性教職員の採用に努めていく。	B	学校教育課

施策 番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 A B C	担当課
7-29	福知山市産業支援事業	人権推進室と共催し、女性起業家支援事業を実施する。	人権推進室との共催での事業実施はできなかったが、女性の相談割合が55% (5年度確定後差替) と半分以上の割合を占め、女性起業家の経営上の課題解決へのアドバイスを行った。	引き続き相談業務等を行い女性起業家の活躍を支援する。	A	産業観光課
7-29	女性起業家支援事業	起業を考える女性のニーズに対応、地域に潜在する女性起業希望者を発掘し、次世代に向けた新たな女性活躍支援及び人材育成事業を創出することを目的として女性起業家支援を行う。	起業を考えている、もしくは起業間もない女性を対象に、ワークショップを開催した。参加者は5名。「起業にあたりモヤモヤしていること」をテーマに話し合い、同じ目標をもつ人同士が繋がる場になった。	継続的な支援を実施できるよう、内容を検討する必要がある。	A	人権推進室
7-31	市立公民館運営事業	市立公民館運営審議会委員の選考方法に一般公募を取り入れ、積極的に女性委員の登用を図る。	市立公民館運営審議会公募委員1名の女性を加え19人中5人が女性委員。	市民公募以外は団体推薦であり、団体としての推薦は男性が多い側面があるが、積極的な女性委員の登用を今後とも推進する。	A	中央公民館
7-31	丹波生活衣館管理運営事業	福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する。	生活衣館企画運営にかかる女性の参画常設及び企画展示の実施回数 5回のうち女性委員の参画数5回	常設展については、丹波生活衣同好会が参画している。同会にはほぼ女性により構成されているため、女性の参画率は高い。課題として同会の会員6名おられるが、高齢化があり、今後の参画率の低下が懸念される。	B	文化・スポーツ振興課
8-32	福知山市連合婦人会生涯学習講座	・中央・地域学区別にそれぞれの生涯学習講座を開催 ・年数回実施する研修の中に、男女共同参画の実現に向けたテーマを取り入れる。	年間9回の講座を行い、のべ436人の出席となった。	課題として同会の会員の高齢化があり、今後の参画率の低下が懸念される。	A	生涯学習課
8-32	女性団体ネットワーク	ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会等を実施する。	ネットワーク会議を4回、学習会を2回、暴力をなくす街頭啓発を3か所で実施した。 学習会は、ジェンダー問題、メディアリテラシーをテーマに実施し、参加者は延べ93人。	学習会については、今日的課題をテーマに選定するなどし、ネットワーク参画団体の学習の場とするともに多くの参加者を得る工夫が必要である。	A	人権推進室
8-32	はばたきフェスティバル	女性団体等で構成された実行委員会による企画運営を行う。講演会、グループワーク、作品展示等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。	「共に笑える地域・社会を！～多様性を認め合おう～」をテーマに、講演会を実施した。参加者は120名。新型コロナウイルス感染症を考慮し、講演会のみの実施とした。	参加者は60代以上の女性が多かった。年齢層や性別を問わず多くの市民に参加してもらえるよう、テーマ選定やチラシの配布先に工夫が必要である。	A	人権推進室
8-33	消防団活動における積極的な女性参加の促進	平成13年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルズ」を継続して募集するとともに、分団所属の女性消防団員の加入を促進し、消防団活動における女性参加を促進する。	市役所新規採用職員及び福知山公立大学生を中心に募集・勧誘活動を実施した。 令和6年度当初に女性の新規入団者を4名確保した。	消防団組織全体として団員が減少傾向にある中で、女性の新規入団者についても確保が非常に難しい状況ではあるが、効果的な方法を常に検討し、引き続き積極的に参加を呼びかけたい。	A	消防本部総務課
9-34	防災知識の普及活動	マップ作成のための地域住民ワークショップにおいて、女性の視点で地域の避難所運営などを検討してもらうよう、女性の参加を呼びかけている。	35自治会でマップが作成され、女性がワークショップに参加する自治会もあった。	ワークショップをしない自治会があることや、役員に女性がおらず、女性参加の少ない自治会もあった。	C	危機管理室
9-34	防災知識の普及活動	地域や団体からの安心安全講座の申し込み時及び防災訓練の参加を依頼する際は、女性の受講・参加を促進する。	・講座実施数 19回実施 (自治会18回、団体1回) ・全参加者 804人 ※参加者の男女別集計は行っていない。	地域、企業、各種団体からの申込みで、出前講座として出向しており、参加者を限定しているものではないが、女性の参加についても、積極的に依頼する必要がある。	B	予防課
9-35	避難所運営	女性用および男女兼用のサニタリー用品の充実を図っているほか、授乳や降着のある方などが必要に応じて使用できるプライバシーテントを備蓄している。	R7年度までの備蓄計画に基づき、女性用サニタリー用品67%、男女兼用おむつ100%、プライバシーテント100%の整備を行った。	サニタリー用品は明確な使用期限がないものの、点検時に確認し必要に応じて入れ替えを行う。また、避難所開設時に利用しやすい設置場所について派遣員に説明が必要。	B	危機管理室
9-35	避難所運営	各種災害における急性期での活動であり、市民の生命、身体、財産の保護を最優先にするとともに、それぞれに必要なプライバシーに配慮した活動に努める。	プライバシー保護用のクイックシールドを使用するなど、プライバシーの保護を想定した機材を準備しているが、今年度は避難所からの救急要請はなかった。	急性期には、避難所において救急要請が重複することもありうるが、状況によりプライバシー保護できない場合もある。	B	警防課

施策 番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 A B C	担当課
9-36	自主防災組織育成事業	・自主防火・防災組織の設置推進及び組織運営の強化を図る。 ・自治会を対象に「自主防災リーダー養成講座」を年間3回開講する。 ・自治会長等の推薦が必要となるが、女性受講者の推薦を促し、女性リーダーの育成を押し進める。	・初級講座 受講者数 67人 6/11 42人 6/18 25人 計2回実施 (うち、女性受講者 4人) ・中級講座 受講者数 32人 6/18 1回実施 (うち、女性受講者 1人) ※これまで、初級2,553人、中級671人の受講者を輩出し、そのうち女性は、初級122人、中級22人である。	受講者は、自治会長推薦であるため、自治会長に女性の受講が可能であることや、積極的な女性の選出を依頼する。 参加依頼時に女性の積極的な参加を広報することや講座内容にも女性の参加や活動の紹介を取入れ、また、女性の視点で意見を言いやすい環境を整えていく。	B	予防課
9-36	防災会議等	防災会議の構成委員は条例による充て職であり、女性の参画がない場合もあるため、条例改正の検討を進めつつ、選任を受けた委員があらかじめ女性の意見を聞いたうえで会議に参加するなど、女性の意見が反映できるよう呼びかけている。	女性割合を約2割とした防災会議を行った。	今後も、避難所運営等の災害対応に女性の意見が反映できるよう構成員に呼びかける。	A	危機管理室
10-37	広報ふくちやま	男女共同参画に係る国際的な動向や諸外国の動き等掲載し国際感覚の育成に努める。	広報ふくちやま人権特集号において、ジェンダーギャップ指数から見る世界の中の日本の状況を紹介した。	世界における女性活躍の先進的な取組を紹介するなど、今後も広報ふくちやまを活用し、男女共同参画についての啓発を行う。	A	人権推進室

評価

- A : 予定どおりに実施できた。
 B : 概ね予定どおりに実施できた。
 C : 課題や問題により予定通りに実施できなかった。
 - : 実施しようとしたが、やむを得ず(天候等)実施できず評価できないもの

資 料

審議会等への女性の参画状況調査表

令和6年3月31日現在

行政委員会等 (自治法第180条の5)

() 内令和5年3月31日現在

	名 称	総数	内女性数	5年度比率	4年度比率
1	教育委員会	4 (4)	2 (2)	50.0%	50.0%
2	選挙管理委員会	4 (4)	2 (2)	50.0%	50.0%
3	公平委員会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
4	監査委員	2 (2)	0 (0)	0.0%	0.0%
5	農業委員会	50 (50)	2 (3)	4.0%	6.0%
6	固定資産評価審査委員会	6 (6)	1 (1)	16.7%	16.7%
	計 (6)	69 (69)	8 (9)	11.6%	13.0%

附属機関 (自治法第202条の3、 条例で設置されている審議会、協議会等)

7	福知山市営住宅入居者選考委員会	9 (9)	2 (2)	22.2%	22.2%
8	福知山市特別職報酬等審議会	7 (9)	3 (3)	42.9%	33.3%
9	福知山市環境審議会	13 (11)	3 (3)	23.1%	27.3%
10	福知山市農村計画審議会	19 (19)	6 (6)	31.6%	31.6%
11	予防接種健康被害調査委員会	6 (6)	1 (1)	16.7%	16.7%
12	福知山市行政改革推進委員会	6 (6)	2 (2)	33.3%	33.3%
13	福知山市高齢者対策協議会	23 (23)	7 (7)	30.4%	30.4%
14	ジュニア文化賞選考委員会	9 (9)	1 (1)	11.1%	11.1%
15	福知山市展運営委員会	14 (14)	1 (1)	7.1%	7.1%
16	スポーツ賞選考委員会	7 (7)	1 (1)	14.3%	14.3%
17	福知山市行政不服審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
18	福知山市入札監視委員会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
19	福知山市入札制度改革等検討委員会	4 (4)	0 (0)	0.0%	0.0%
20	指定管理者選定等委員会	12 (6)	1 (1)	8.3%	16.7%
21	指定管理者制度第三者評価委員会	5 (5)	0 (0)	0.0%	0.0%
22	福知山市健康づくり推進協議会	15 (15)	4 (4)	26.7%	26.7%
23	福知山市医師養成確保奨学金等貸与決定等審査会	4 (4)	1 (1)	25.0%	25.0%
24	福知山市地域福祉推進委員会	19 (19)	4 (4)	21.1%	21.1%
25	福知山市子ども発達支援相談ステーション くりのみ園運営委員会	12 (12)	6 (6)	50.0%	50.0%
26	福知山市地域自立支援協議会	25 (25)	7 (7)	28.0%	28.0%
27	福知山市自殺対策協議会	19 (19)	6 (6)	31.6%	31.6%
28	福知山市地域包括支援センター運営協議会	11 (11)	4 (4)	36.4%	36.4%
29	福知山老人ホーム入所判定委員会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%
30	福知山市人権問題協議会	10 (10)	4 (4)	40.0%	40.0%
31	福知山市地域公共交通会議	16 (16)	1 (1)	6.3%	6.3%
32	福知山市有償運送運営協議会	20 (20)	1 (1)	5.0%	5.0%
33	福知山市教育支援委員会	116 (111)	56 (56)	48.3%	50.5%
34	福知山市いじめ防止対策委員会	4 (4)	1 (1)	25.0%	25.0%
35	福知山市上下水道事業経営審議会	11 (10)	3 (3)	27.3%	30.0%
36	福知山市明るい選挙推進協議会	54 (59)	6 (6)	11.1%	10.2%
37	福知山市法令遵守審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
38	福知山市公務災害補償等認定委員会	5 (5)	3 (3)	60.0%	60.0%
39	福知山市公務災害補償等審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
40	自治功労者表彰審査委員会	5 (5)	0 (0)	0.0%	0.0%

	名 称	総数	内女性数	5年度比率	4年度比率
41	公立大学法人福知山公立大学評価委員会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%
42	男女共同参画審議会	10 (10)	6 (6)	60.0%	60.0%
43	福知山市空家対策協議会	10 (10)	2 (2)	20.0%	20.0%
44	福知山市自治基本条例推進委員会	20 (20)	10 (10)	50.0%	50.0%
45	福知山市鬼の里Uターンプラザ運営委員会	9 (9)	2 (2)	22.2%	22.2%
46	福知山市文化財保護審議会	12 (12)	2 (2)	16.7%	16.7%
47	福知山市スポーツ推進委員会	26 (25)	12 (12)	46.2%	48.0%
48	福知山市子ども・子育て会議	14 (14)	7 (7)	50.0%	50.0%
49	福知山市要保護児童対策地域協議会	26 (26)	9 (9)	34.6%	34.6%
50	福知山市手話言語・障害のある人の多様なコミュニケーション施策推進会議	15 (14)	7 (7)	46.7%	50.0%
51	障害者介護給付費等支給認定審査会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%
52	福知山市障害者雇用1000人のまちプロジェクト推進会議	14 (14)	8 (8)	57.1%	57.1%
53	福知山市障害者計画策定委員会	28 (28)	9 (9)	32.1%	32.1%
54	介護認定審査会	50 (50)	26 (26)	52.0%	52.0%
55	福知山市権利擁護ネットワーク会議	16 (16)	5 (5)	31.3%	31.3%
56	福知山市献血推進協議会	65 (65)	2 (2)	3.1%	3.1%
57	休日急患診療所運営協議会	6 (6)	1 (1)	16.7%	16.7%
58	福知山市防災会議	19 (19)	5 (5)	26.3%	26.3%
59	福知山市国民保護協議会	26 (26)	2 (2)	7.7%	7.7%
60	福知山市情報公開・個人情報保護審査会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%
61	福知山市国民健康保険運営協議会	16 (16)	5 (5)	31.3%	31.3%
62	神谷開発委員会	18 (18)	1 (1)	5.6%	5.6%
63	福知山市ダイオキシン類対策委員会	7 —	2 (2)	28.6%	—
64	福知山市鉄道館企画会議	12 (12)	5 (5)	41.7%	41.7%
65	福知山緑化推進委員会	22 (22)	5 (5)	22.7%	22.7%
66	福知山市有害鳥獣対策協議会	21 (20)	0 (0)	0.0%	0.0%
67	福知山市都市計画審議会	18 (17)	2 (2)	11.1%	11.8%
68	福知山市景観審議会	16 (16)	5 (5)	31.3%	31.3%
69	青少年問題協議会	22 (22)	4 (4)	18.2%	18.2%
70	社会教育委員会議	9 (9)	3 (3)	33.3%	33.3%
71	少年補導センター運営委員会	20 (20)	6 (6)	30.0%	30.0%
72	公民館運営審議会	19 (19)	5 (5)	26.3%	26.3%
73	福知山市図書館協議会	12 (12)	8 (8)	66.7%	66.7%
74	福知山市病院事業運営協議会	11 (11)	1 (1)	9.1%	9.1%
	計 (68)	1101 (1083)	310 (310)	28.2%	28.6%
	計 (74)	1170 (1152)	318 (319)	27.2%	27.7%

福知山市行政委員会及び附属機関以外の協議会等への女性の参画状況調査表

1. 委員会・協議会（要綱・規程等で設置されているもの）（ ）内は令和5年3月31日現在

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	条例の有無	要綱等の有無	選出方法
1	福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生有識者会議	5	(5)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	有	産官学金労言各分野より選出
2	福知山市職員分限懲戒等審査会	5	(5)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	—	有	市長が委嘱
3	人にいちばん近いまちづくり広報啓発部会	9	(9)	4	(3)	44.4%	(33.3%)	1	—	有	各団体より選出
4	福知山市空家対策協議会	10	(10)	2	(2)	20.0%	(20.0%)	2	有	有	組織推薦
5	福知山市自治基本条例推進委員会	20	(20)	10	(10)	50.0%	(50.0%)	2	有	有	団体推薦及び市民公募
6	福知山市鬼の里Uターンプラザ運営委員会	9	(9)	2	(2)	22.2%	(22.2%)	2	有	有	市長が委嘱
7	福知山市要保護児童対策地域協議会	26	(26)	9	(8)	34.6%	(30.8%)	2	—	有	所属団体推薦
8	福知山市手話言語・障害のある人の多様なコミュニケーション施策推進会議	15	(14)	7	(7)	46.7%	(50.0%)	3	有	有	関係機関、団体からの推薦及び市民公募
9	福知山市障害者雇用1000人のまちプロジェクト推進会議	14	(14)	8	(6)	57.1%	(42.9%)	3	—	有	関係機関、団体からの推薦
10	福知山市障害者計画策定委員会	28	(28)	9	(9)	32.1%	(32.1%)	3	—	有	関係機関、団体からの推薦
11	福知山市献血推進協議会	65	(65)	2	(2)	3.1%	(3.1%)	2	—	有	各団体より選出
12	福知山市避難のあり方推進懇話会	18	(16)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	5	—	有	要綱の規定によるものへ委嘱
13	神谷開発委員会	18	(18)	1	(1)	5.6%	(5.6%)	1	—	有	市長の任命・委嘱
14	福知山市ダイオキシン類対策委員会	7	—	2	—	28.6%	—	2	—	有	市長の任命・委嘱
15	福知山市鉄道館企画会議	12	(12)	5	(5)	41.7%	(41.7%)	1	—	有	団体推薦・公募
16	福知山緑化推進委員会	22	(22)	5	(4)	22.7%	(18.2%)	1	—	有	関係団体から推薦
17	福知山市有害鳥獣対策協議会	21	(20)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	—	有	関係団体から推薦
	合 計	304	(293)	66	(59)	21.7%	(20.1%)				

新たに設置されたもの

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	条例の有無	要綱等の有無	選出方法
18	福知山市新文化ホール整備基本構想・基本計画検討委員会	13	—	3	—	23.1%	—	—	—	有	文化分野から選出・市民公募
19	福知山市新文化ホール事業運営計画検討委員会	9	—	3	—	33.3%	—	—	—	有	文化分野から選出
20	福知山市再犯防止推進計画策定懇話会	11	—	5	—	45.5%	—	8か月	—	有	関係機関から推薦
21	企業交流プラザあり方検討会	6	—	0	—	0.0%	—	1	—	有	関係者
	合 計	39	—	11	—	28.2%	—				

合 計	343	(293)	77	(59)	22.4%	(20.1%)				
-----	-----	-------	----	------	-------	---------	--	--	--	--

2. 職員による内部組織

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等 の有無	選出方法
1	福知山市経営会議	21	(19)	5	(3)	23.8%	(15.8%)	1	有	庁内充職
2	福知山市課長会議	18	(18)	3	(4)	16.7%	(22.2%)	1	有	庁内充職
3	福知山市事務改善委員会	18	(18)	3	(4)	16.7%	(22.2%)	任命者は2	有	市長任命及び庁内充職
4	福知山市法令遵守推進委員会	20	(21)	4	(3)	20.0%	(14.3%)	1	有	庁内充職
5	福知山市提案型公共サービス民営化制度審査会	5	(5)	1	(1)	20.0%	(20.0%)	1	有	各所選出、市長任命
6	福知山市安全衛生委員会	10	(10)	3	(3)	30.0%	(30.0%)	1	有	市長の任命、職員団体推薦
7	福知山市職員表彰審査委員会	7	(7)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	市長の任命
8	福知山市職員互助会理事会	12	(12)	5	(5)	41.7%	(41.7%)	2	有	選挙による
9	福知山市男女共同参画推進会議	31	(30)	14	(12)	45.2%	(40.0%)	—	有	任命
10	福知山市男女共同参画推進会議幹事会	11	(11)	6	(6)	54.5%	(54.5%)	2	有	各部からの選出
11	福知山市職員人権人材バンク	16	(16)	6	(5)	37.5%	(31.3%)	3	有	部推薦
12	福知山市人権施策推進本部	23	(26)	5	(3)	21.7%	(11.5%)	1	有	充職
13	福知山市人権施策推進会議	22	(21)	5	(3)	22.7%	(14.3%)	1	有	充職
14	職員社会啓発部会	8	(8)	1	(3)	12.5%	(37.5%)	1	有	充職
15	福知山市建設工事等指名選定員委員会	11	(11)	1	(0)	9.1%	(0.0%)	1	有	庁内充職
16	建設工事等指名競争入札参加者資格審査会	11	(11)	1	(0)	9.1%	(0.0%)	1	有	庁内充職
17	福知山市新型インフルエンザ等対策本部	31	(26)	6	(3)	19.4%	(11.5%)	無	有	庁内充職
18	福知山市健康危機管理対策本部	24	(23)	6	(3)	25.0%	(13.0%)	無期限	有	庁内充職
19	福知山市IT推進本部会議	19	(20)	5	(3)	26.3%	(15.0%)	—	有	庁内充職
20	人材育成部会	6	(6)	0	(2)	0.0%	(33.3%)	1	有	庁内充職
21	福知山市消防本部消防職員委員会	9	(9)	2	(0)	22.2%	(0.0%)	1	有	消防長及び職員の推薦
22	福知山市消防安全衛生委員会	9	(9)	1	(0)	11.1%	(0.0%)	1	有	消防長の任命
23	福知山市上下水道部安全衛生委員会	9	(9)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	管理者が任命、労働組合推薦
24	市立福知山市民病院安全衛生委員会	11	(11)	2	(2)	18.2%	(18.2%)	1	有	委嘱
	合 計	362	(357)	85	(68)	23.5%	(19.0%)			

重要項目の数値目標に対する実績(はばたきプラン2021 第4章)

課題	項目	現 状 (プラン策定時)	2030年度目標 (令和12年度)	令和5年度実績	備 考
女性 暴力 人権に 対する 根絶の 重と	デートDV防止ワーク ショップ参加者数	580人 (令和2年3月31日 現在)	1,000人	642人 (令和6年3月31日 現在)	
働く場・地域における 男女共同参画の推進	男性市職員の 育児休業の取得者数	8人 (令和2年3月31日 現在)	20人	46人 (令和6年3月31日 現在)	プラン策定時か らの累計
	ワーク・ライフ・バランス の推進に向けた市職員 の残業時間の削減	一人当たり 15.9時間/月 (令和元年度)	一人当たり 12時間/月	一人当たり 14.8時間/月 (令和4年度)	※令和4年度
	男性市職員の 部分休業の取得者数	1人 (令和2年3月31日 現在)	5人	5人 (令和6年3月31日 現在)	プラン策定時か らの累計
の政 場策 参へ・ 画の方 の女針 促性決 進の定	審議会等の女性比率	29.6% (令和2年3月31日 現在)	35.0%	27.2%	
	女性委員のいない 審議会数	9 (令和2年3月31日 現在)	4	5	
	市役所の係長級以上の 女性職員比率	30.6% (令和2年4月11日 現在)	35.0%	33.0% (令和5年4月1日 現在)	

福知山市男女共同参画推進条例

平成18年9月27日

条例第13号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 基本的施策（第8条—第17条）
- 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等（第18条—第21条）
- 第4章 福知山市男女共同参画審議会（第22条）
- 第5章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、本市並びに市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、性別による差別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差が生じている場合において、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 市内において学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- (6) 市民等 市民、事業者及び教育に携わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の親密な関係にある男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、互いにその人権を尊重すること。
- (2) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、一人一人がその個性と能力を社会のあらゆる分野で

発揮できる機会が確保され、自立した個人として自己の意思によって行動し、かつ、責任を負うこと。

- (3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立ができるようにすること。
- (6) 学校教育その他の生涯にわたる教育において、性別にとらわれず個人としての能力と適性がはぐくまれることを基本とした取組が図られること。
- (7) 男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組との協調の下に行われること。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 本市は、男女共同参画の推進に当たり、市民等及び国、京都府その他の地方公共団体と相互に連携及び協力を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を考慮し、その教育活動を行うに当たり基本理念に配慮した教育の推進に努めなければならない。

2 教育に携わる者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（男女共同参画に関する基本的な計画）

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。この場合において、基本計画には、福知山市みんなの多様な性を尊重する条例（令和4年福知山市条例第37号）第2条に規定する

基本理念を反映させなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、必要に応じ基本計画を変更するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（教育及び人材育成）

第9条 本市は、学校教育その他の生涯にわたる教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 本市は、男女共同参画を推進する指導者を育成するため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（市民等との協働）

第10条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、必要に応じ市民等と協力して活動するものとする。

（雇用の分野における男女共同参画の推進）

第11条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女共同参画の推進に向けた活動を支援するため、学習機会の設定及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する取組の状況について必要に応じ報告を求めることができる。

（財政上の措置）

第12条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び調査研究）

第13条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

（年次報告）

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び効果について報告書を作成し、これを公表するものとする。

（行政委員会等の委員への女性の登用）

第15条 本市は、執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、積極的改善措置を講ずることにより、女性の登用を図るものとする。

（推進体制）

第16条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

（拠点施設）

第17条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための施設の整備に努めるものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等

（性別による人権侵害の禁止）

第18条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接

的又は間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意事項）

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

（苦情等の申出への対応）

第20条 市民等は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情、意見、要望等があるときは、本市に申し出ることができる。

2 本市は、前項の申出を受けたときは、必要に応じ第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会の意見を聴き、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

（相談の申出への対応）

第21条 本市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関する市民等からの相談の申出に対し、相談体制を整備し、関係機関と連携及び協力を行い、当該被害者を救済する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 福知山市男女共同参画審議会

（福知山市男女共同参画審議会）

第22条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、福知山市男女共同参画審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第8条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第20条第2項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 雑則

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている福知山市男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

附 則（令和4年3月29日条例第37号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。